

第4次阿蘇市男女共同参画基本計画 (仮称) 素案

令和8年●月

阿蘇市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の背景	2
5. 計画とSDGsの関わり	4
第2章 阿蘇市の現状	6
1. 阿蘇市の現状	6
2. 市民意識調査(令和7年7月実施)	16
第3章 計画の基本的な考え方	34
1. 計画の基本理念	34
2. 計画の基本目標	34
3. 施策の体系	35
第4章 計画の内容	36
基本目標1 あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり	36
基本目標2 安全・安心な暮らしの社会づくり	43
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	50
基本目標4 推進体制づくり	55
第5章 成果目標	57
資料編	59

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国・社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

近年では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が成立し、2024年(令和6年)4月1日から施行されるなど、環境が整備されています。少子高齢化の進展による人口減少、経済活動のグローバル化など急速に社会状況が変化する中、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成はさらに重要となっています。

本市は、基本法に基づき、2007年(平成19年)3月に「第1次阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画」を策定し、2015年(平成27年)3月に「第2次阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画」、2020年(令和2年)3月に「第3次阿蘇市男女共同参画基本計画(以下「第3次計画」という。)」を策定し、男女共同参画の社会の実現に向けて、各種施策を展開してきました。

このたび、2025年(令和7年)度をもって第3次計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第4次阿蘇市男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「阿蘇市男女共同参画推進条例」第7条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、第3次阿蘇市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (6) 本計画は阿蘇市全体に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、行政、事業所等が一体となって協働するための指針と位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2026年(令和8年)度から2030年(令和12年)度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等や計画の進捗状況に対応した適切な施策を展開するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、2015年(平成27年)9月に「女性活躍推進法」を施行しました。

2018年(平成30年)5月に国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、2019年(平成31年)4月にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を図る「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

2020年(令和2年)12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(以下「第5次基本計画」という。)」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染拡大による女性への影響に対する支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などが盛り込まれています。

近年では、2023年(令和5年)5月に「DV防止法」の一部改正が行われ、加害者に対する厳罰化や被害者への自立支援の施策、関連団体の連携などについて改正されています。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」が2023年(令和5年)6月に決定され、企業における女性の活躍や所得向上・経済的自立、男性の育児休業の取得制度の強化などが推進されています。

また、2024年(令和6年)4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が施行され、様々な問題を抱える女性を支援する施策が推進されています。

2024年(令和6年)5月には、「育児・介護休業法」が改正、2025年(令和7年)4月から段階的に施行され、「子の看護休暇」の見直しなど男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が整備されました。また、2025年(令和7年)6月に決定された『女性版骨太の方針2025』では、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」など5つの重点的な柱に沿って、持続的かつ広がりのある取組の推進が掲げられています。

(2)熊本県の動き

熊本県では、2014年(平成26年)8月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、2015年(平成27年)2月には『企業、女性・男性、社会が“変わる“』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県 女性の社会参画加速化戦略」が策定されました。

2016年(平成28年)4月の熊本地震、2020年(令和2年)7月の豪雨災害の発生時には、防災・復興分野における男女共同参画の一環として、性被害防止ポスターの制作・配布を通じて啓発活動および避難所運営状況の把握が行われています。

また、2019年(平成31年)3月には「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」が策定され、2020年(令和2年)1月に「女性活躍サミット2020」の開催など、様々な取組が行われています。

近年では、国の第5次基本計画とこれまでの成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、2021年(令和3年)3月に男女共同参画社会の実現に向けて「第5次熊本県男女共同参画計画」が策定されました。

(3)阿蘇市の動き

本市では、男女が共につくる地域社会を目指して、2007年(平成19年)3月に「第1次阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画」を策定し、2015年(平成27年)3月に「第2次阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画」を策定しました。

2016年(平成28年)5月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)および次世代育成支援対策推進法に基づき「阿蘇市特定事業主行動計画」を策定しました。そして、新たに2025年(令和7年)3月に改訂版を策定しました。この計画は、女性職員の活躍を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すための具体的な取組を定めています。

また、2020年(令和2年)3月に「人権を尊重し、人々がつながり、支え合える地域社会の実現」を目指して2020年(令和2年)度から2025年(令和7年)度までの6年間を計画期間として「第3次阿蘇市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

5. 計画とSDGsの関わり

「SDGs」は、2015年(平成27年)9月に国連サミットで採択されました。この枠組みは、国際社会の普遍的な目標として位置づけられ、2030年(令和12年)を期限とする包摂的な17の目標(ゴール)が設定されています。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な社会を実現するため「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとする関連するゴールの達成に寄与していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



表 近年の社会の動き

世界の動き	
平成27年3月	第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択
平成27年9月	国連サミットで「SDGs」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
国の動き	
令和元年6月	「女性活躍推進法」改正
令和元年6月	「DV防止法」改正
令和2年3月	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
令和2年5月	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和2年6月	「性犯罪・性暴力対策強化の方針」決定
令和2年12月	「第5次基本計画」閣議決定
令和3年6月	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正
令和4年5月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立
令和4年6月	「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」施行
令和5年5月	「DV防止法」一部改正
令和5年6月	女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)決定 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
令和5年7月	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行
令和6年5月	「育児・介護休業法」改正
令和7年6月	女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(女性版骨太の方針2025)決定
熊本県の動き	
平成31年3月	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定
令和2年1月	「女性活躍サミット2020」開催
令和3年3月	「第5次熊本県男女共同参画計画」策定
令和3年12月	「ヒゴロッカ サミット フォーラム&アワード2021」開催
令和6年11月	「男女共同参画に関する県民意識調査」実施

第2章 阿蘇市の現状

1. 阿蘇市の現状

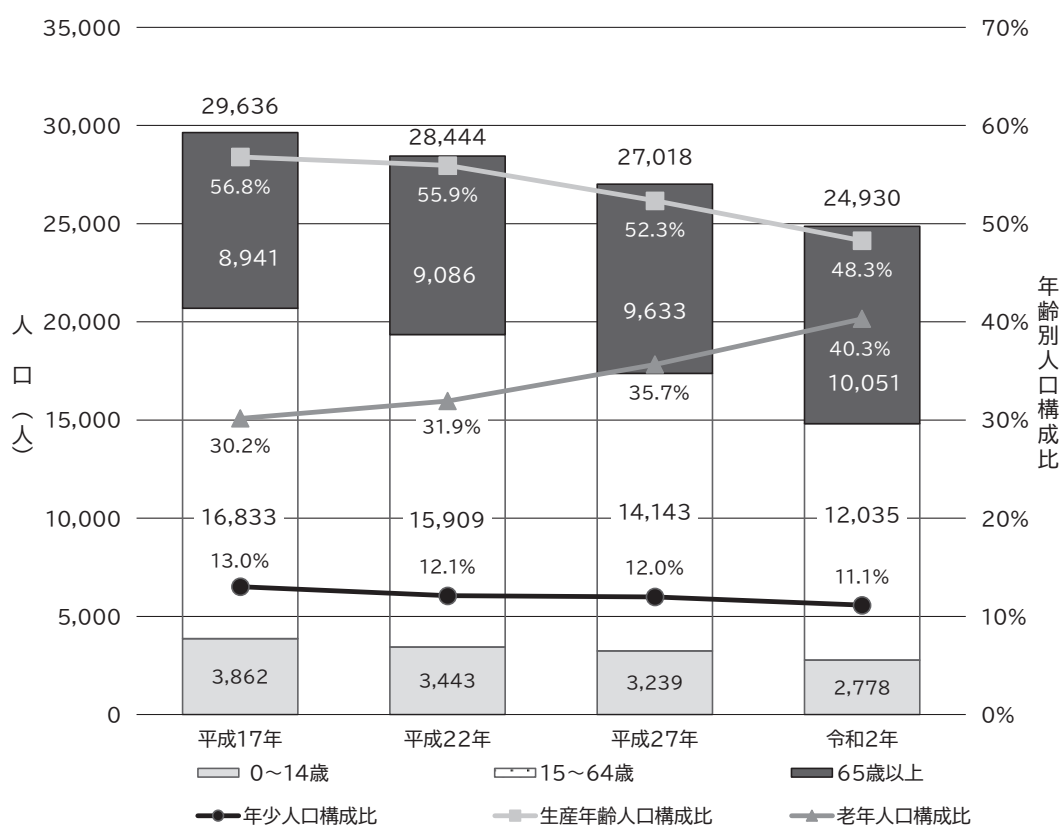
(1)人口の動向

阿蘇市では平成17年から令和2年までの、この15年間に、全体では15.9%、女性では16.9%、男性では14.7%の減少が見られます。令和2年では、全体の年少人口構成比(0歳～14歳)は11.1%、生産年齢人口構成比(15～64歳)は48.3%、老年人口構成比(65歳以上)は40.3%を占めています。年少人口及び生産年齢人口の割合は年々減少しています。また男女別でみると、老年人口では、女性が男性より多くなっています。

熊本県の人口の動向と比較すると、県ではこの15年間に、全体では5.6%、女性では6.1%、男性では5.1%の減少となっています。また老年人口構成比(65歳以上)は、全体、男女別ともに阿蘇市の方が高くなっています。

また、阿蘇市の男女別の人口を人口ピラミッドでみると、男女ともに20～24歳で減少しており、女性の転出超過をみると、20～29歳で人口流出が最多となっています。

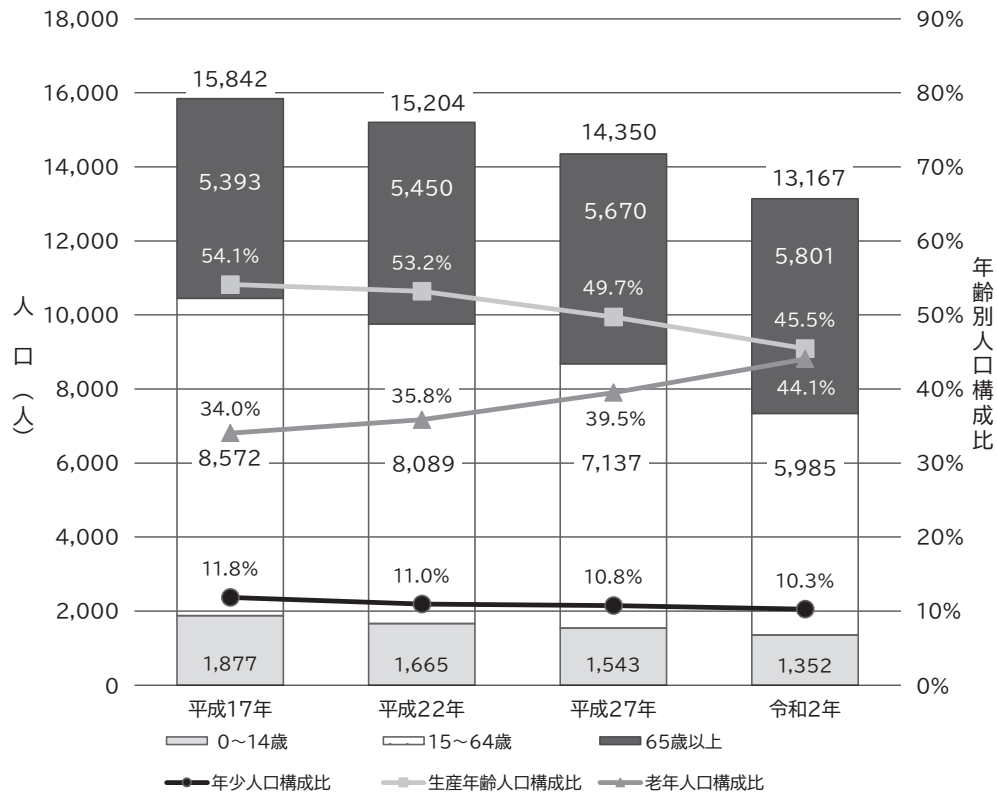
【人口の推移(全体)】



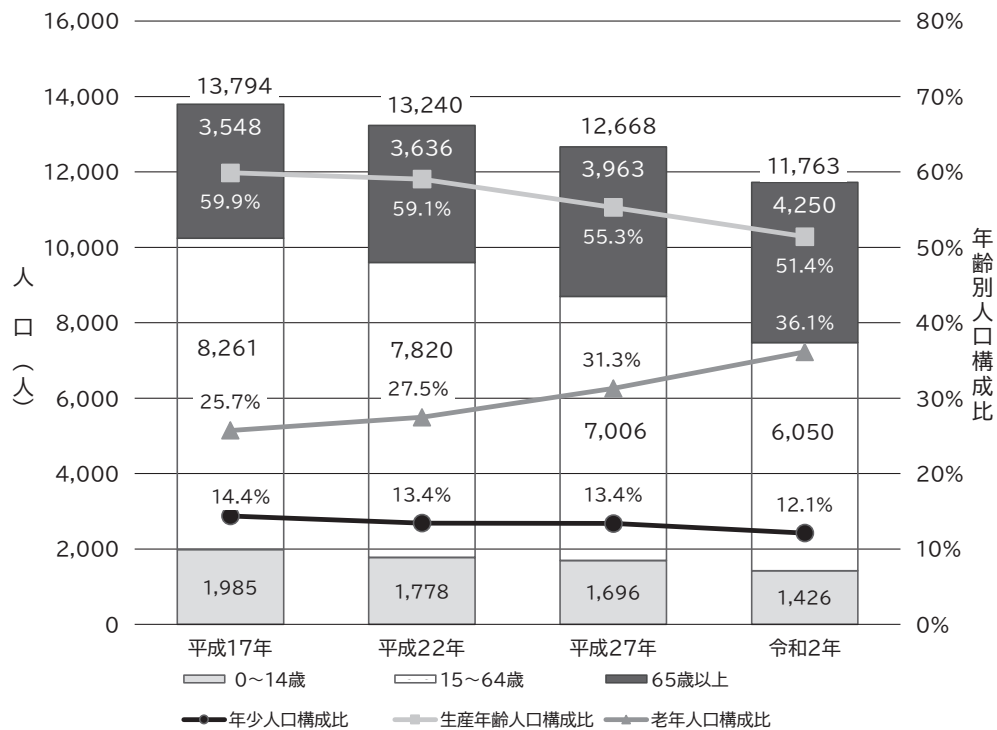
資料：国勢調査(平成17年～令和2年)

※年齢構成比算出にあたっては、年齢不詳は集計に含まない

【人口の推移(女性)】

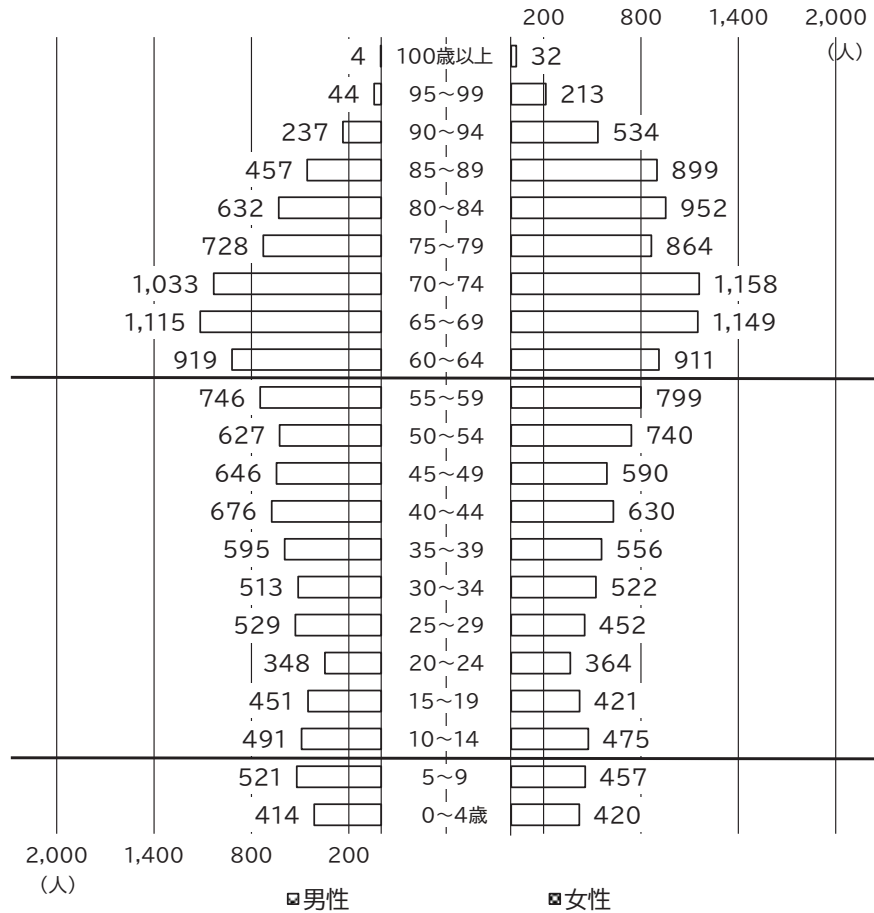


【人口の推移(男性)】



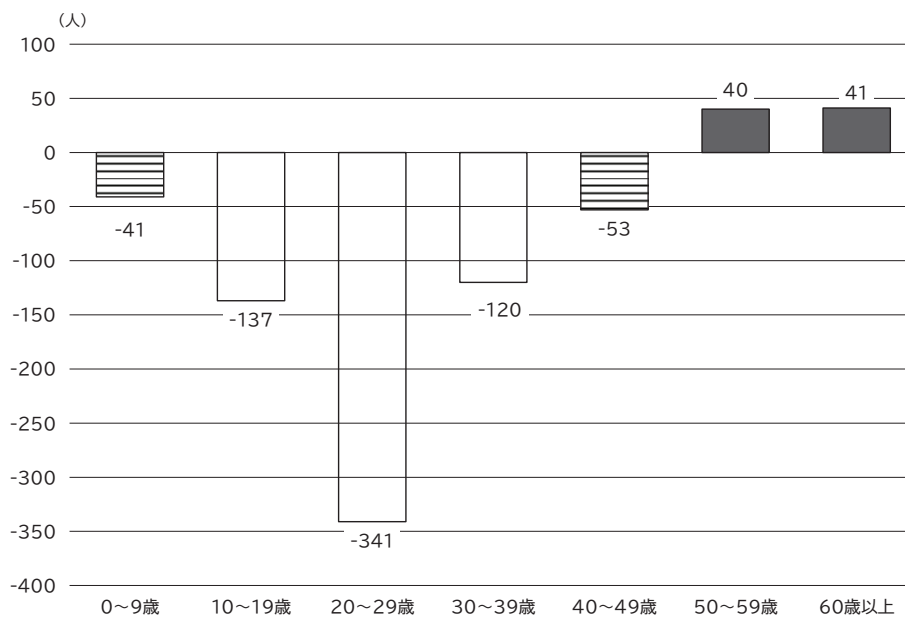
資料：国勢調査(平成17年～令和2年)
 ※年齢構成比算出にあたっては、年齢不詳は集計に含まない

【人口ピラミッド】



資料:国勢調査(令和2年)

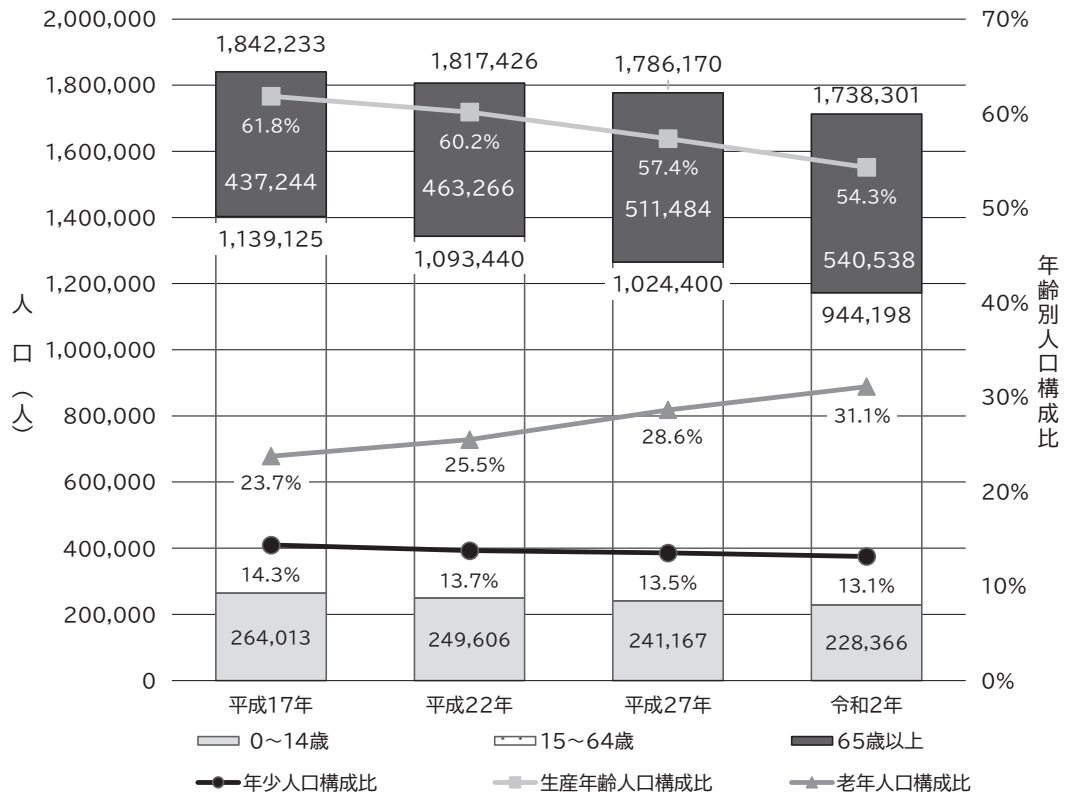
【女性の転出超過の状況(令和元年～令和6年)】



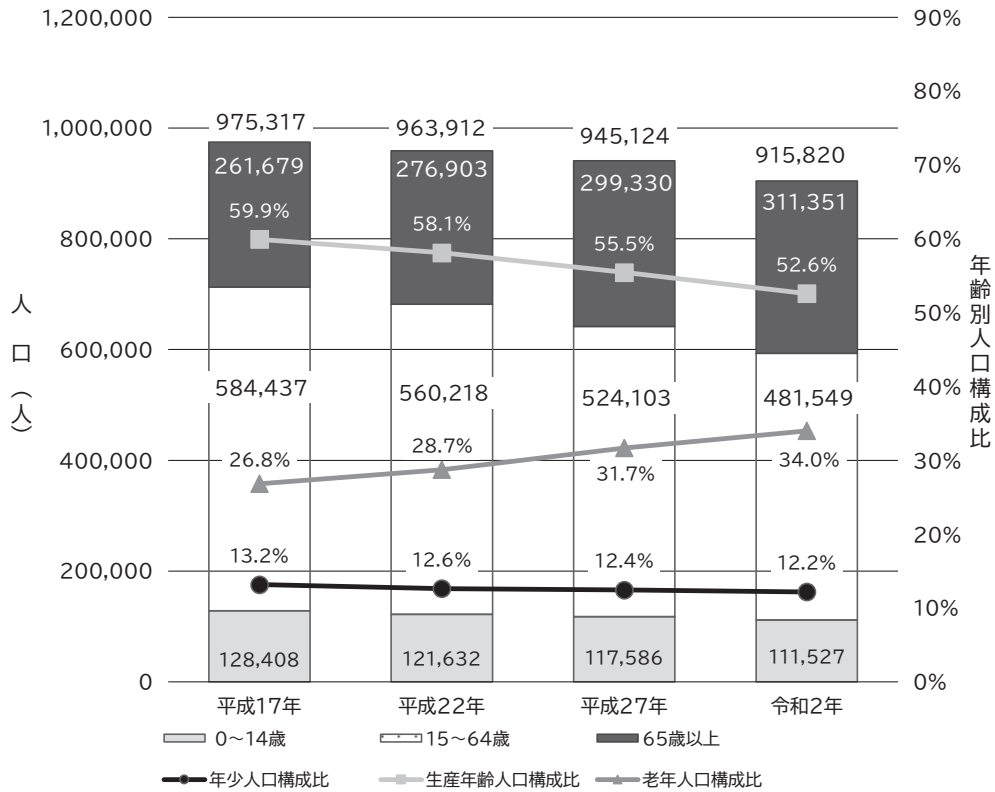
資料:「住民基本台帳人口移動報告」を加工して作成

※「転入者数」-「転出者数」の数値。数値がマイナスの場合は、転出超過を示す

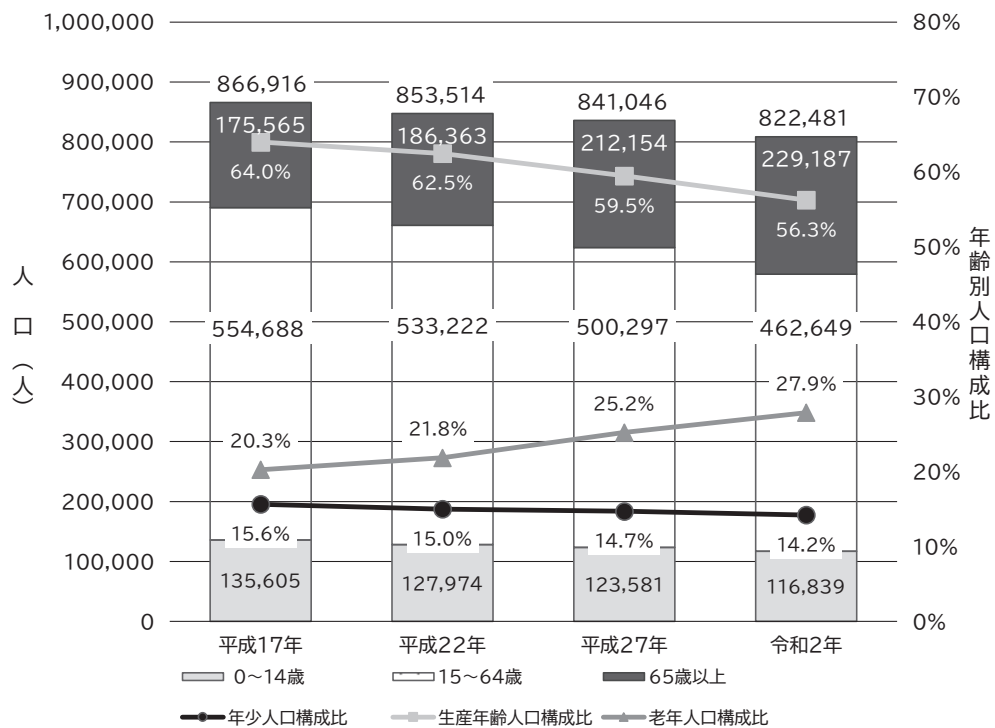
【熊本県の人口の推移(全体)】



【熊本県の人口の推移(女性)】



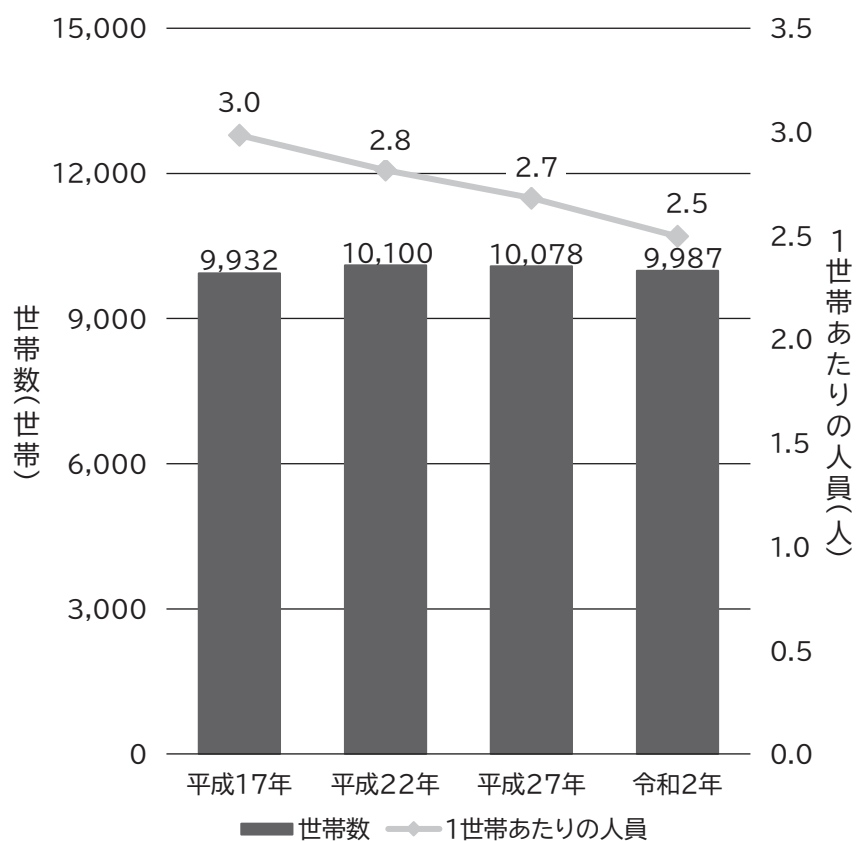
【熊本県の人口の推移(男性)】



(2)世帯の動向

本市の世帯数は、平成17年から令和2年においてあまり大きな差は見られません。
一方、1世帯あたりの人員については、減少傾向となっています。

【世帯数などの推移】



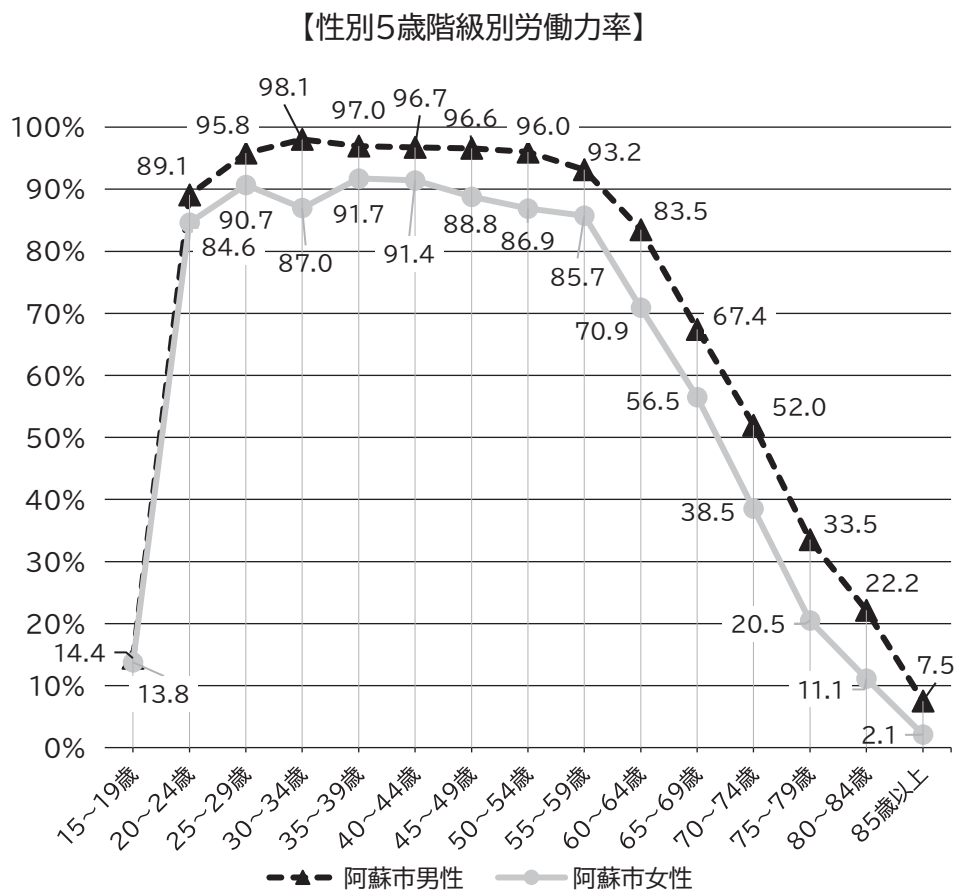
【世帯数と平均世帯人員の県との比較】

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数 (世帯)	阿蘇市	9,932	10,100	10,078	9,987
	熊本県	667,533	688,234	704,730	719,154
人口 (人)	阿蘇市	29,636	28,444	27,018	24,930
	熊本県	1,842,233	1,817,426	1,786,170	1,738,301
平均世帯人員 (人/世帯)	阿蘇市	3.0	2.8	2.7	2.5
	熊本県	2.8	2.6	2.5	2.4

資料：国勢調査(令和2年)

(3)就労の状況

本市の男女別の年齢階層別労働力率をみると、女性の20代前半から50代後半にかけての割合が8割を超えています。

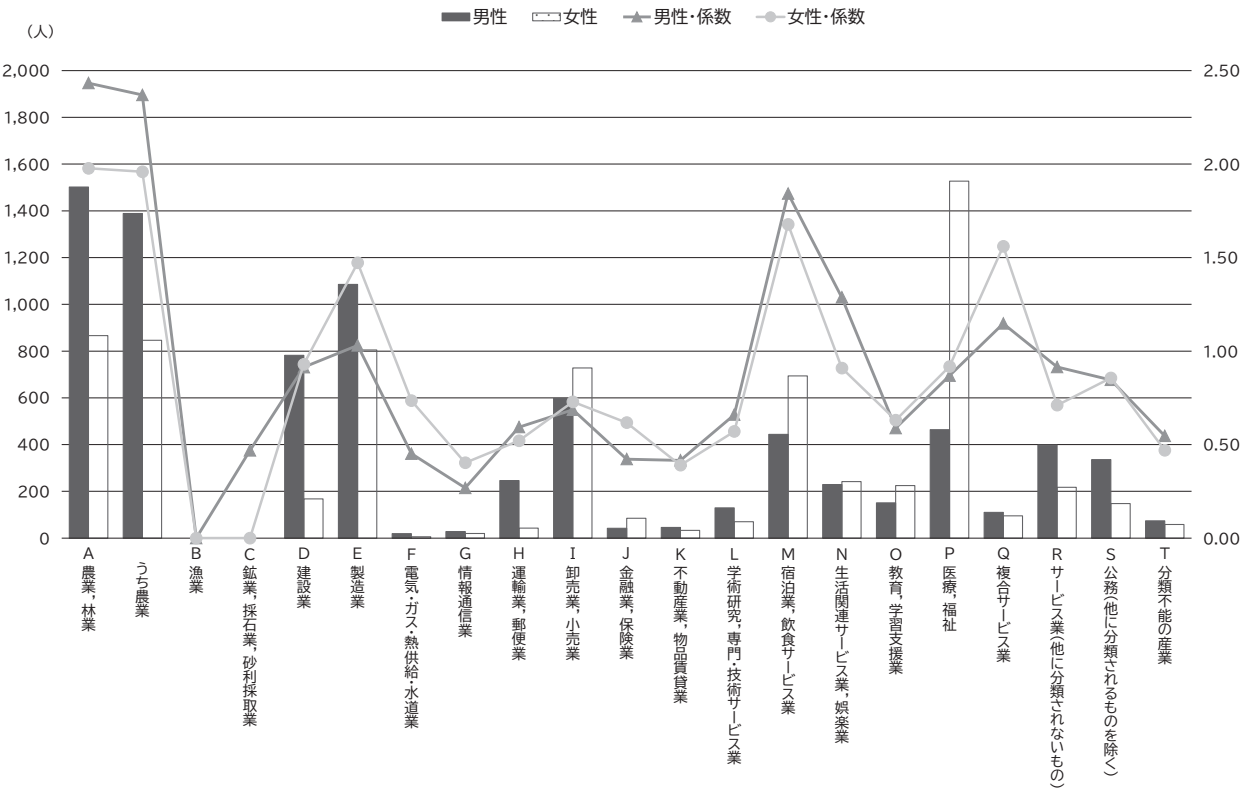


資料：国勢調査(令和2年)

(4)男女別産業大分類就業者数

本市の就業者数は、男性は農業、製造業、建設業の順に多く、女性は医療・福祉、農業、製造業の順に多い状況です。就業者比率が熊本県全体と比べて特に高い産業は農業、宿泊業・飲食サービス業で、本市の特徴といえます。

【男女別産業大分類就業者数】



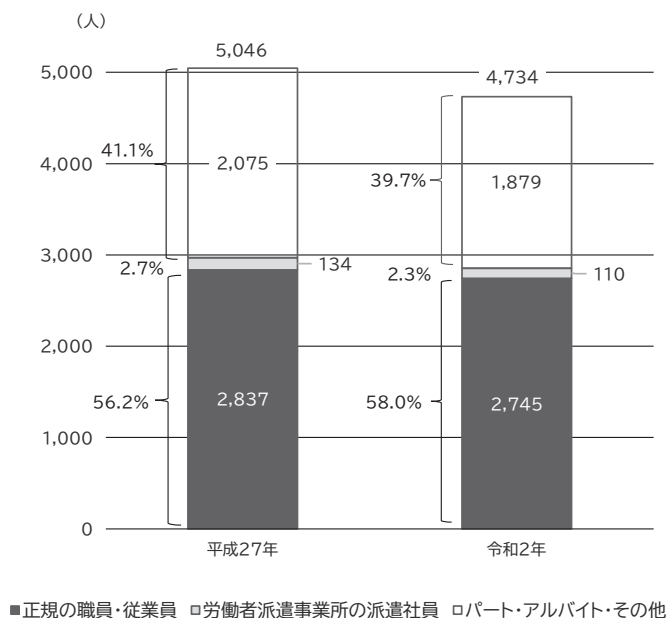
産 業（大 分 類）	阿 蘇 市						熊 本 県						特化係数①/②		
	就業者数(人)			就業者比率(%)①			就業者数(人)			就業者比率(%)②					
	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性・係数	女性・係数	総数
A 農業、林業	1,502	866	2,368	22.5%	14.4%	18.6%	39,654	28,319	67,973	9.2%	7.3%	8.3%	2.43	1.98	2.24
うち農業	1,389	846	2,235	20.8%	14.0%	17.6%	37,649	27,926	65,575	8.8%	7.2%	8.0%	2.37	1.96	2.20
B 漁業	-	-	-	-	-	-	2,775	1,020	3,795	0.6%	0.3%	0.5%	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	-	2	0.0%	-	0.0%	274	56	330	0.1%	0.0%	0.0%	0.47	-	0.39
D 建設業	782	168	950	11.7%	2.8%	7.5%	54,961	11,688	66,649	12.8%	3.0%	8.1%	0.91	0.93	0.92
E 製造業	1,085	805	1,890	16.2%	13.3%	14.9%	67,626	35,360	102,986	15.8%	9.1%	12.6%	1.03	1.47	1.18
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19	6	25	0.3%	0.1%	0.2%	2,704	528	3,232	0.6%	0.1%	0.4%	0.45	0.73	0.50
G 情報通信業	28	20	48	0.4%	0.3%	0.4%	6,699	3,209	9,908	1.6%	0.8%	1.2%	0.27	0.40	0.31
H 運輸業、郵便業	246	43	289	3.7%	0.7%	2.3%	26,628	5,338	31,966	6.2%	1.4%	3.9%	0.59	0.52	0.58
I 卸売業、小売業	598	728	1,326	8.9%	12.1%	10.4%	55,963	64,583	120,546	13.0%	16.6%	14.7%	0.69	0.73	0.71
J 金融業、保険業	42	85	127	0.6%	1.4%	1.0%	6,387	8,901	15,288	1.5%	2.3%	1.9%	0.42	0.62	0.54
K 不動産業、物品賃貸業	46	33	79	0.7%	0.5%	0.6%	7,110	5,475	12,585	1.7%	1.4%	1.5%	0.42	0.39	0.40
L 学術研究、専門・技術サービス業	129	70	199	1.9%	1.2%	1.6%	12,551	7,937	20,488	2.9%	2.0%	2.5%	0.66	0.57	0.63
M 宿泊業、飲食サービス業	444	694	1,138	6.6%	11.5%	9.0%	15,477	26,749	42,226	3.6%	6.9%	5.2%	1.84	1.68	1.74
N 生活関連サービス業、娯楽業	229	242	471	3.4%	4.0%	3.7%	11,428	17,213	28,641	2.7%	4.4%	3.5%	1.29	0.91	1.06
O 教育、学習支援業	151	225	376	2.3%	3.7%	3.0%	16,490	23,060	39,550	3.8%	5.9%	4.8%	0.59	0.63	0.61
P 医療、福祉	464	1,527	1,991	6.9%	25.3%	15.7%	34,315	107,628	141,943	8.0%	27.6%	17.3%	0.87	0.92	0.90
Q 複合サービス業	110	95	205	1.6%	1.6%	1.6%	6,158	3,937	10,095	1.4%	1.0%	1.2%	1.15	1.56	1.31
R サービス業(他に分類されないもの)	398	217	615	6.0%	3.6%	4.8%	27,952	19,735	47,687	6.5%	5.1%	5.8%	0.91	0.71	0.83
S 公務(他に分類されるものを除く)	336	148	484	5.0%	2.5%	3.8%	25,521	11,175	36,696	5.9%	2.9%	4.5%	0.85	0.86	0.85
T 分類不能の産業	74	58	132	1.1%	1.0%	1.0%	8,695	7,980	16,675	2.0%	2.0%	2.0%	0.55	0.47	0.51
総数	6,685	6,030	12,715	100.0%	100.0%	100.0%	429,368	389,891	819,259	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
労働力人口	7,033	6,228	13,261	-	-	-	482,752	427,619	910,371	-	-	-	-	-	-
総人口	11,763	13,167	24,930	-	-	-	822,481	915,820	1,738,301	-	-	-	-	-	-

資料：国勢調査(令和2年)

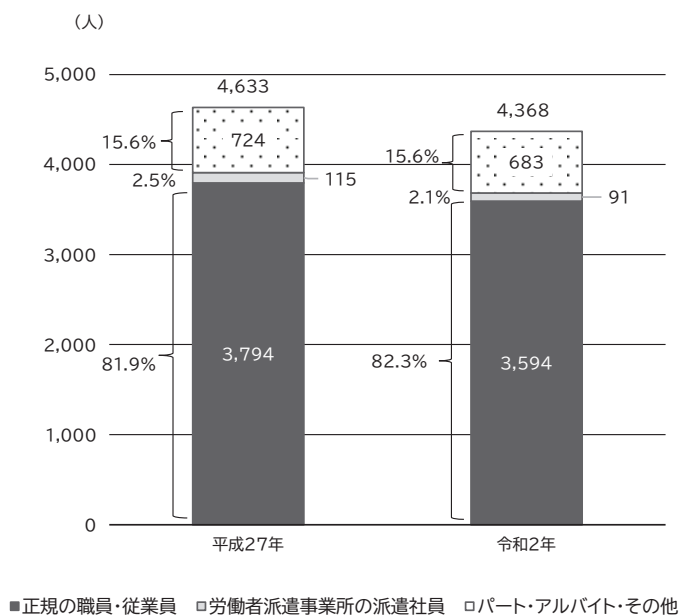
(5)男女の就労(就業)形態

令和2年の本市の男女の就労(就業)形態をみると、女性は正規の職員・従業員が58.0%、パート・アルバイト・その他が39.7%となっています。一方、男性は正規の職員・従業員が82.3%と8割を超え、パート・アルバイト・その他は15.6%となっています。

【女性の就労(就業)形態】



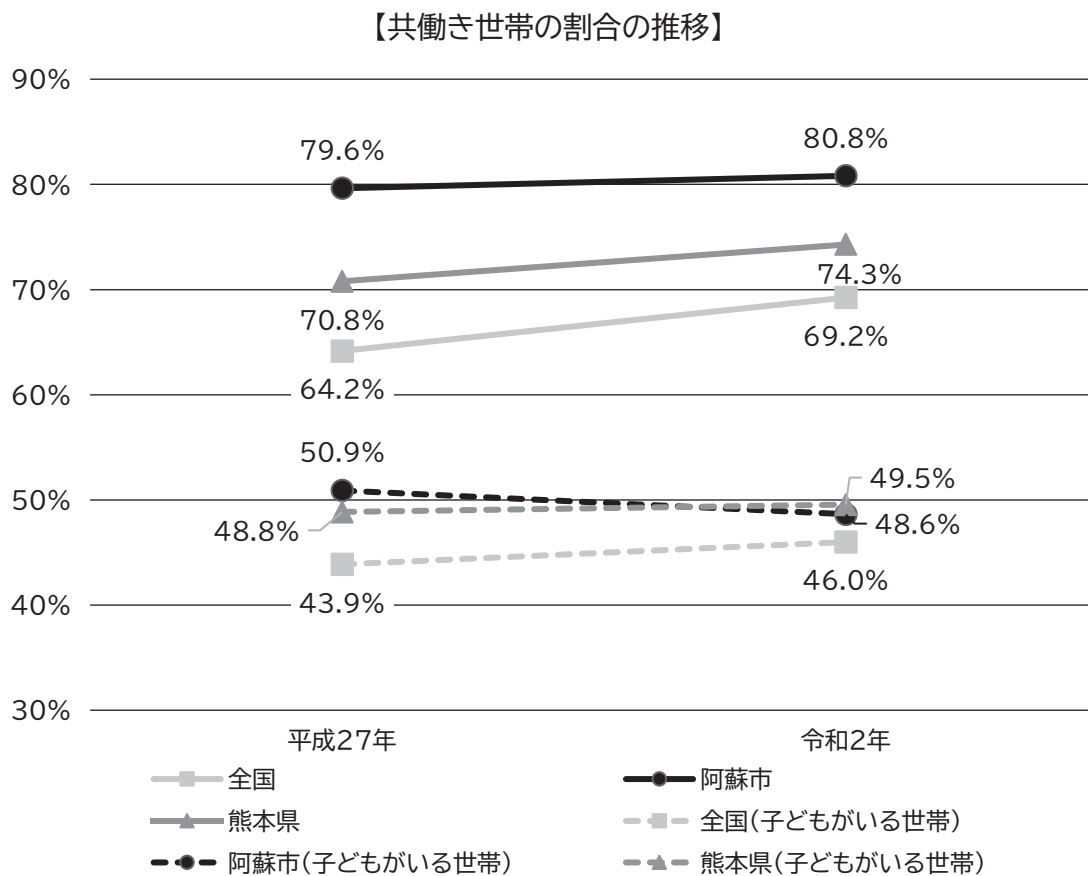
【男性の就労(就業)形態】



資料:国勢調査(令和2年)

(6)共働き世帯の割合の推移

本市の共働き世帯の割合は全国、県と比べて高くなっています。本市の子どもがいる世帯の共働きの割合については、減少傾向となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

2. 市民意識調査(令和7年7月実施)

○市民意識調査の概要

本調査は阿蘇市の男女共同参画に関する市民の意識や実態の変化を分析し、現状とこれからの取り組む課題を把握することにより、男女共同参画計画を見直すための基礎資料として活用し、今後の男女共同参画を効率的に推進することを目的として実施するためのものです。

▼調査地域：阿蘇市全域

▼調査対象：阿蘇市に在住する18歳以上の1,000人

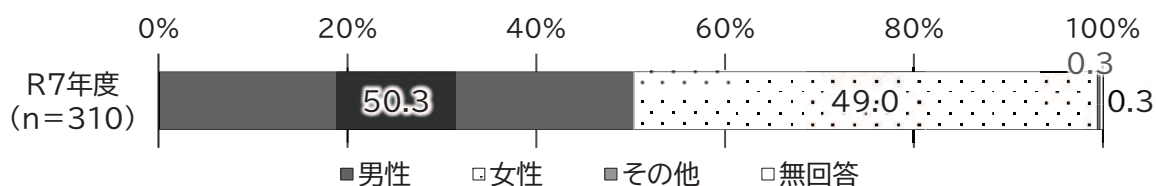
▼調査方法：郵送配布、郵送回答及びWEB回答

▼有効回収率：31.0%(郵送21.0%、WEB回答10.0%)

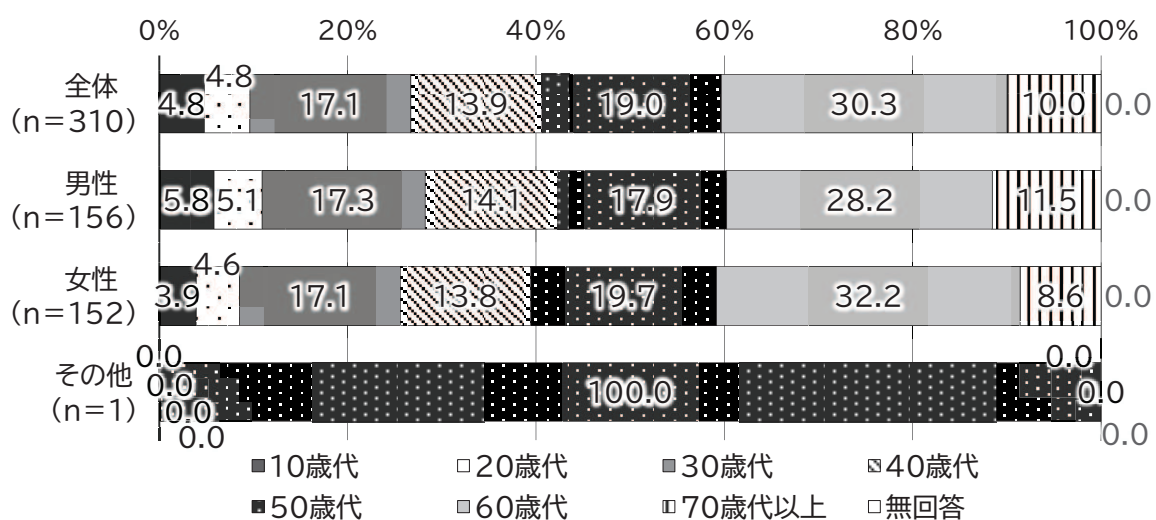
▼調査期間：令和7年7月11日(金)～7月27日(日)

(1)回答者の属性

問) 性別を教えてください。



問) 年齢を教えてください。



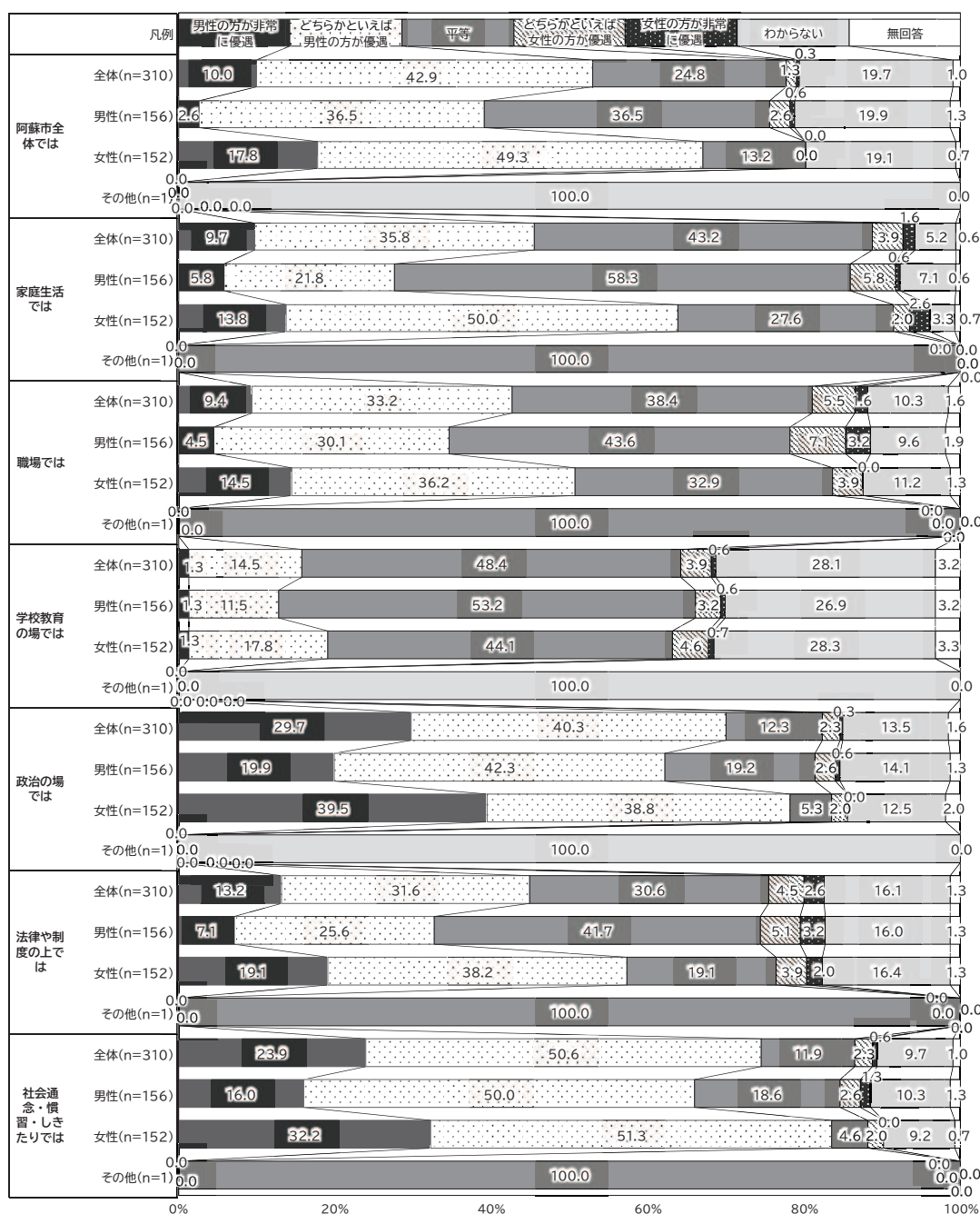
(2)男女の地位の平等感について

問) あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか。

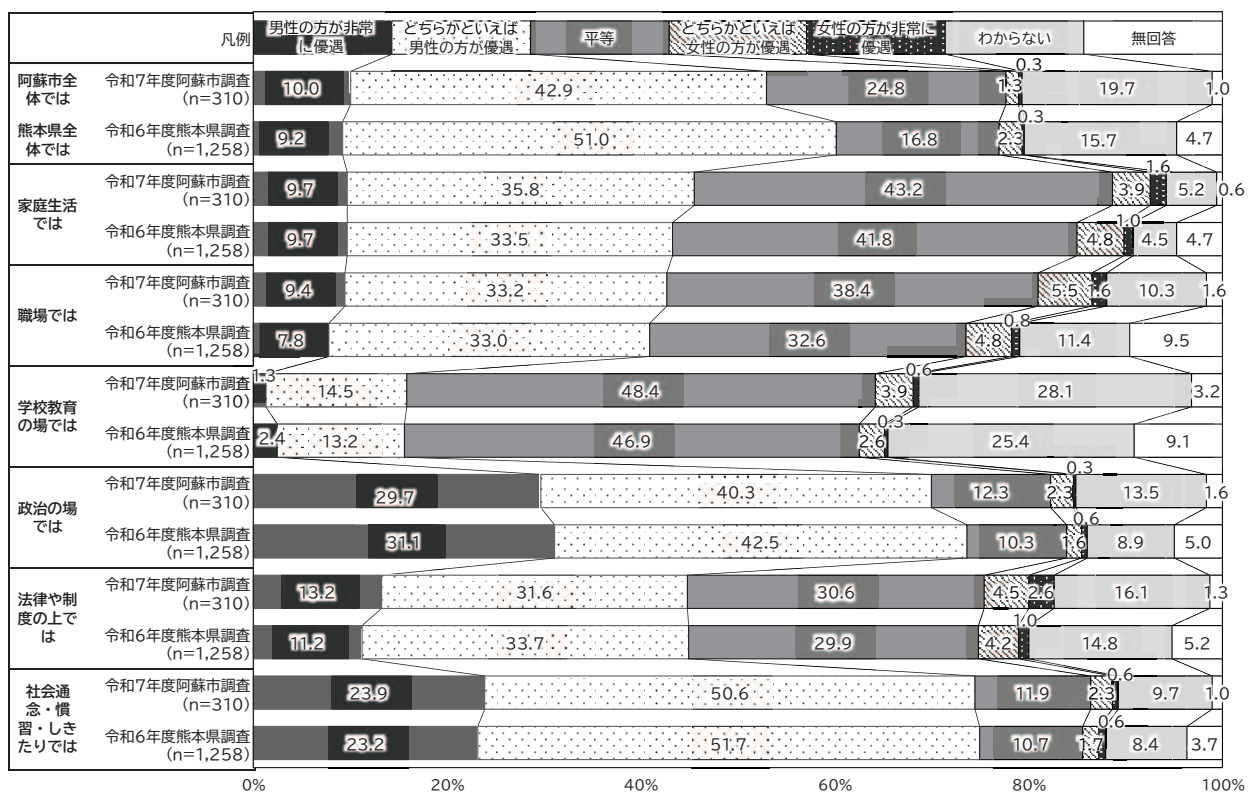
全体では、「平等」の割合が最も高いのは、「学校教育の場では」の48.4%で、「男性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせた割合が最も高いのは、「社会通念・慣習・しきたり等では」の74.5%となっており、「女性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば女性の方が優遇」を合わせた割合が最も高いのは、「職場では」と「法律や制度の上では」の7.1%となっています。

また、熊本県と比較すると、「平等」と回答した割合は全ての項目において阿蘇市が高くなっています。

【男女の地位の平等感】



【男女の地位の平等感(熊本県と比較)】



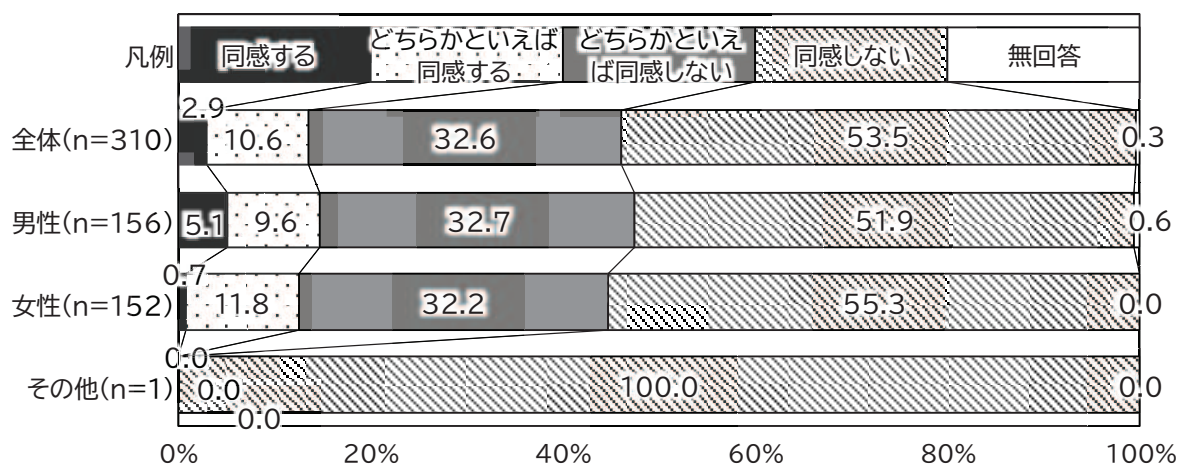
(3) 固定的性別役割分担意識について

問) あなたは、『「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方』について、どう思いますか。

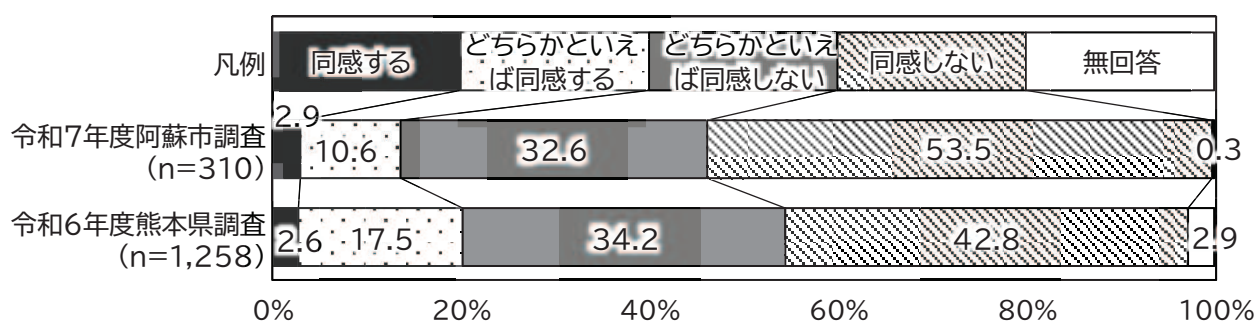
全体では、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が8割以上を占めています。性別でみると、男性の「同感する」の割合が女性と比べて高くなっています。

熊本県と比較すると、阿蘇市の方が「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が9.1ポイント高くなっています。

【固定的性別役割分担意識】



【固定的性別役割分担意識(熊本県と比較)】



(4)仕事と家庭・地域生活の両立について

問) あなたの生活の中での優先度について、希望に最も近いもの及び現実（現状）に最も近いものを、それぞれ選んでください。

生活の中での優先度は、希望では男女とも「仕事」と「家庭生活」とともに優先」の割合が最も高く、男性は「仕事」を優先」の割合が女性と比べて5ポイント高くなっています。

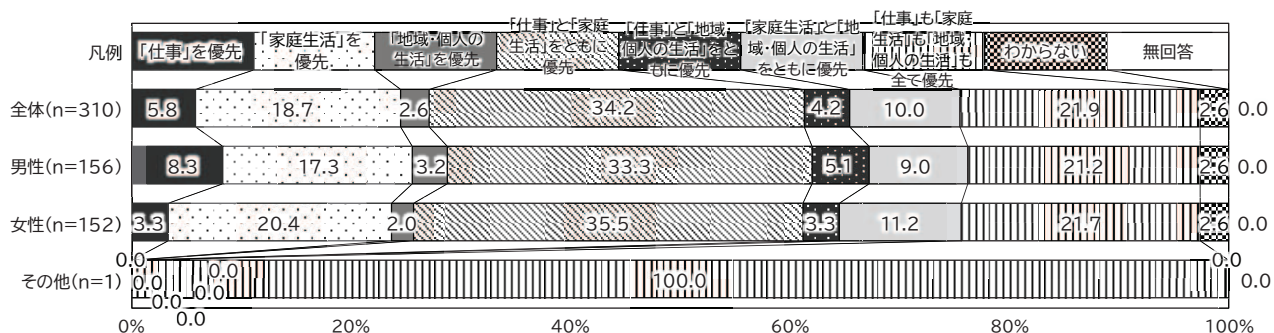
熊本県と比較すると、阿蘇市の方が「仕事」と「家庭生活」とともに優先」の割合が5ポイント高くなっています。

現実では、「仕事」と「家庭生活」とともに優先」の割合が最も高くなっていますが、「仕事」を優先」の割合は希望と比べて19ポイント高くなっています。

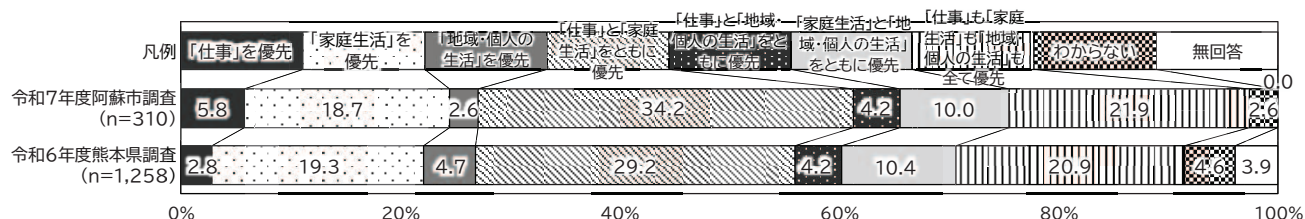
また、性別でみると、男性の「仕事」を優先」の割合が女性と比べて12.4ポイント高くなっています。

熊本県と比較すると、阿蘇市の方が「仕事」と「家庭生活」とともに優先」の割合が7.6ポイント高くなっています。

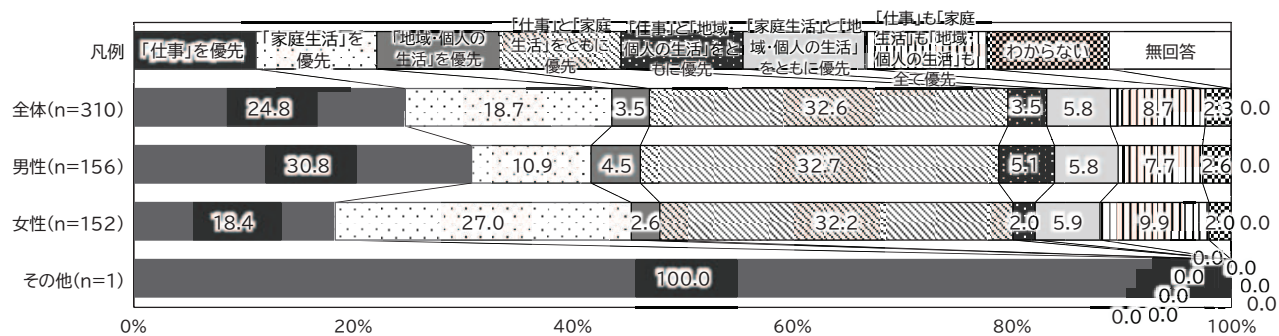
【希望に最も近いもの】



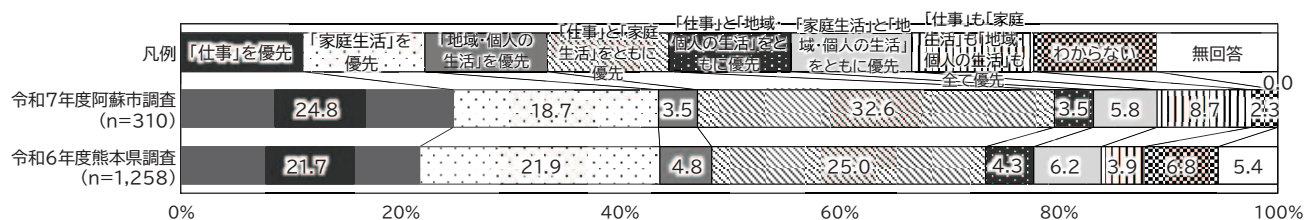
【希望に最も近いもの(熊本県と比較)】



【現実に最も近いもの】



【現実に最も近いもの(熊本県と比較)】



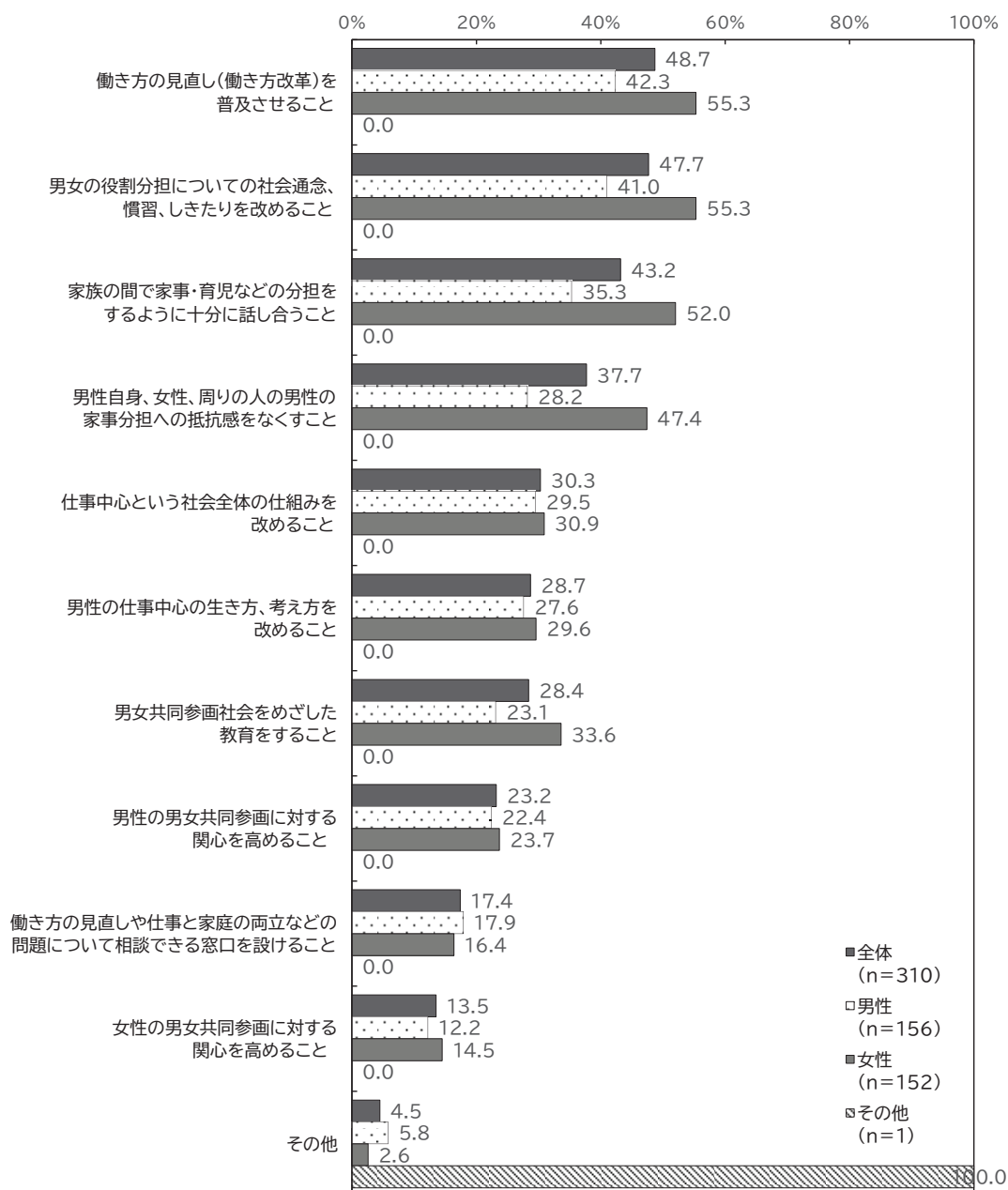
問) 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「働き方の見直し(働き方改革)を普及させること」が48.7%で最も高く、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が47.7%、「家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が43.2%となっています。

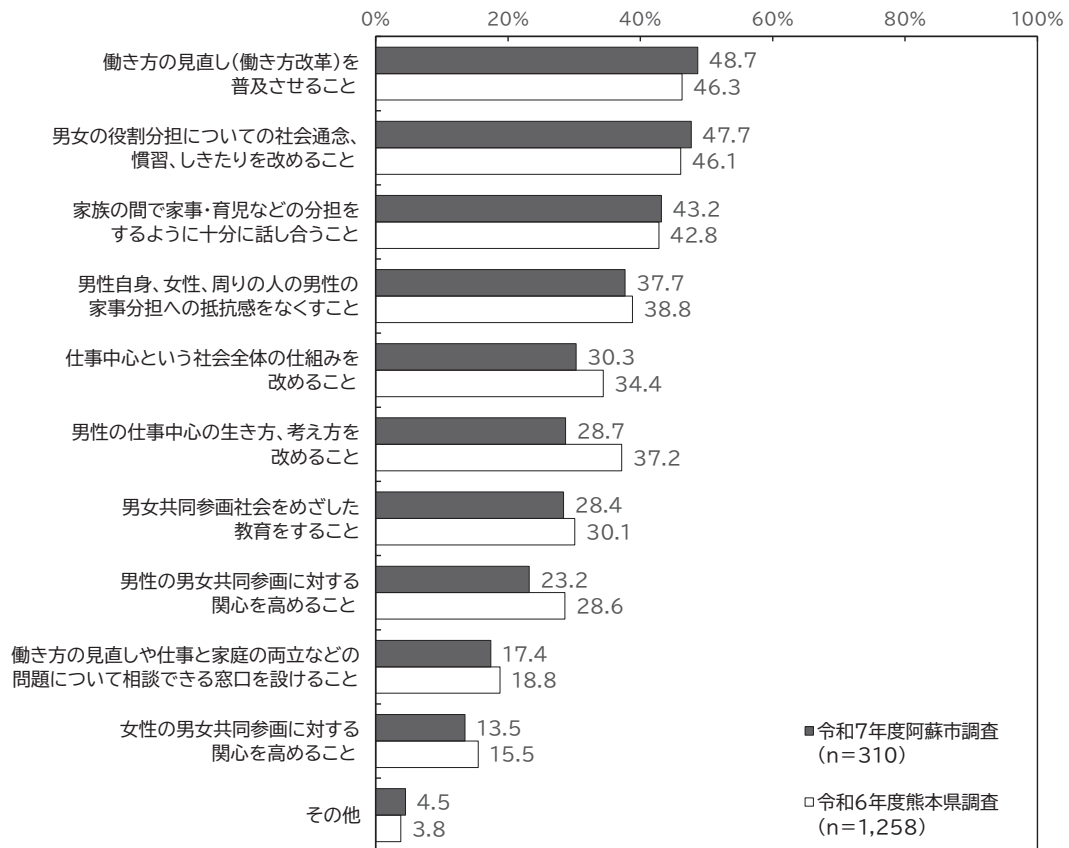
性別でみると、男性は「男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと」の割合が女性と比べて19.2ポイント低くなっています。

熊本県と比較すると、阿蘇市は「男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること」の割合が8.5ポイント低くなっています。

【男性が家庭・地域活動へ参加するために必要なこと】



【男性が家庭・地域活動へ参加するために必要なこと(熊本県と比較)】



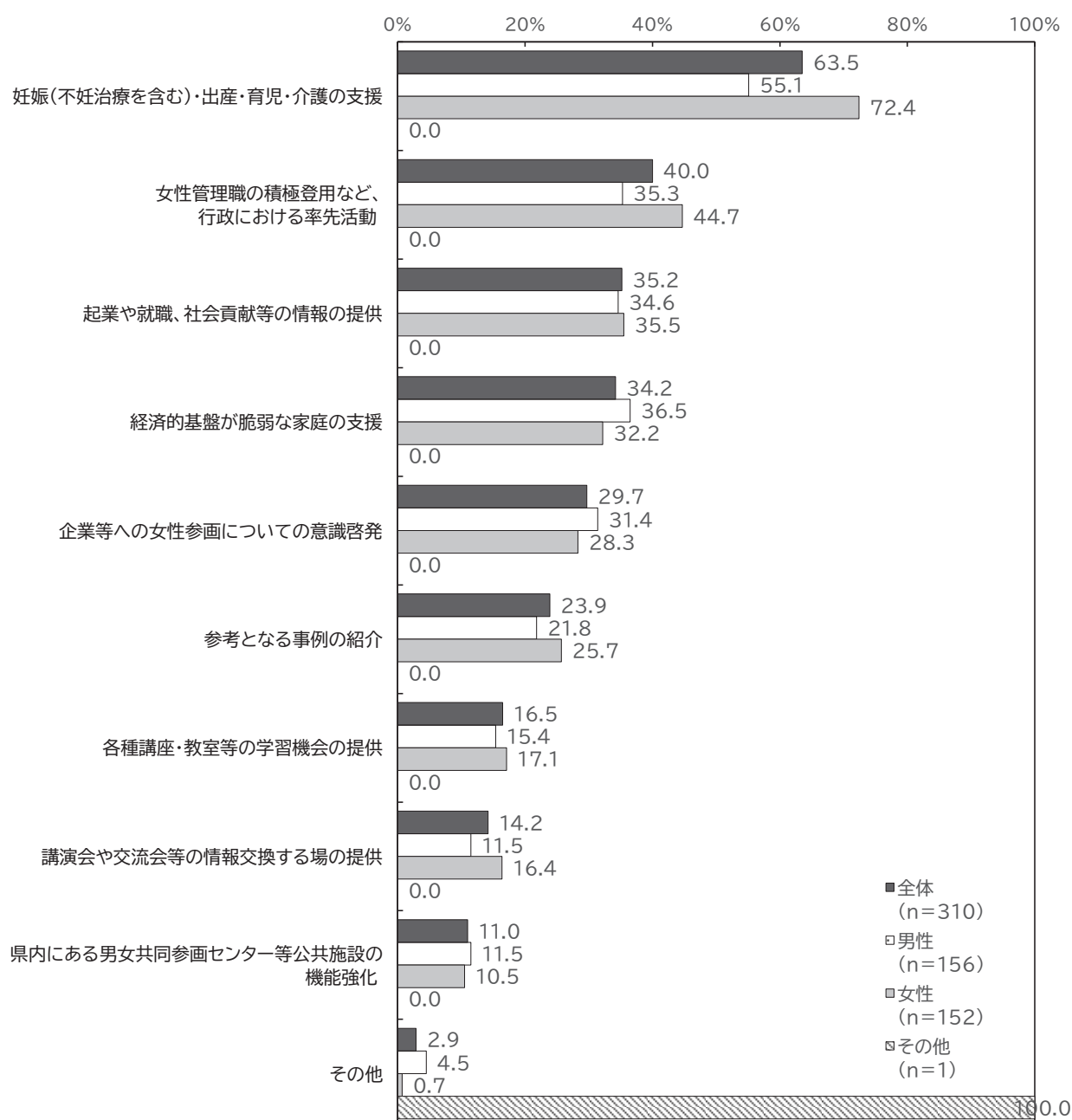
(5)女性の社会参画について

問) 女性の社会参画を進めるため、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答)

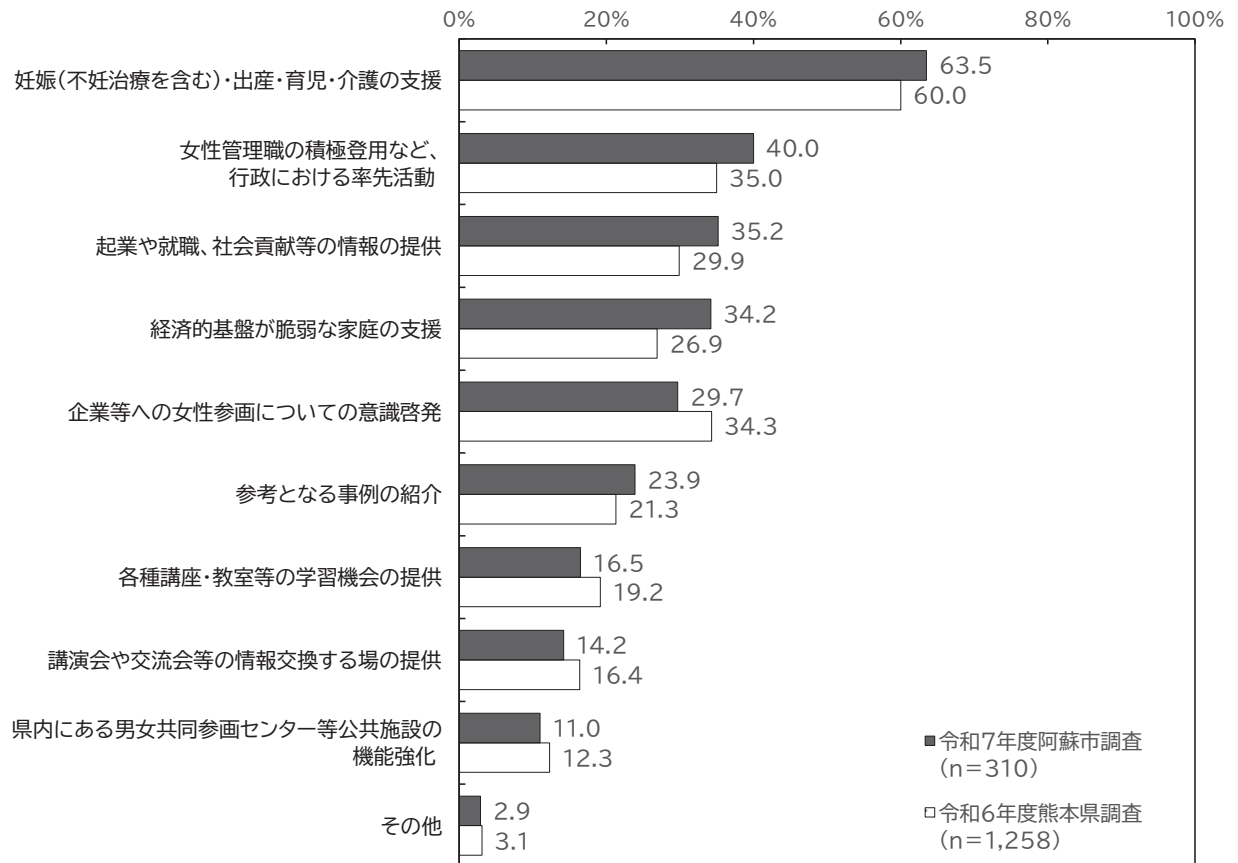
全体では、「妊娠(不妊治療を含む)・出産・育児・介護の支援」が63.5%で最も高く、次いで「女性管理職の積極登用など、行政における率先活動」が40.0%、「起業や就職、社会貢献等の情報の提供」が35.2%となっています。

熊本県と比較すると、阿蘇市は「経済的基盤が脆弱な家庭の支援」の割合が7.3ポイント高くなっています。

【女性の社会参画を進めるために行政の取組で必要なこと】



【女性の社会参画を進めるために行政の取組で必要なこと(熊本県と比較)】

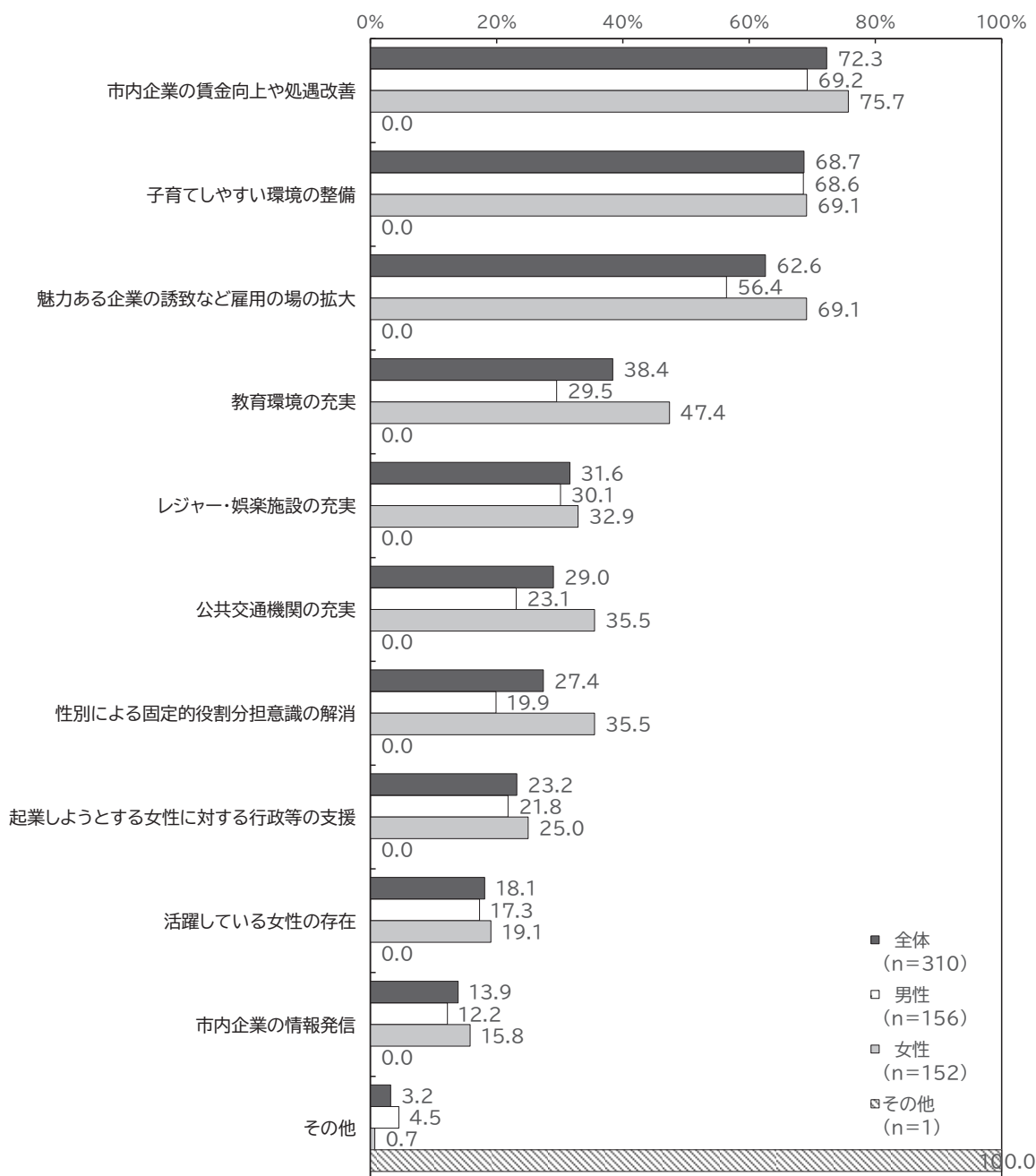


問) 阿蘇市では、20代～30代の若年層において、市外転出が転入よりも多い状況にあります。あなたは、市内に女性が定着し、活躍するために必要なことは何だと思えますか。(複数回答)

全体では、「市内企業の賃金向上や処遇改善」が72.3%で最も高く、次いで「子育てしやすい環境の整備」が68.7%、「魅力ある企業の誘致など雇用の場の拡大」が62.6%となっています。

性別でみると、男女とも「市内企業の賃金向上や処遇改善」が最も高く、女性は「教育環境の充実」の割合が男性と比べて17.9ポイント高くなっています。

【阿蘇市に女性が定着し、活躍するために必要なこと】



(6)政策・方針決定の場での男女共同参画について

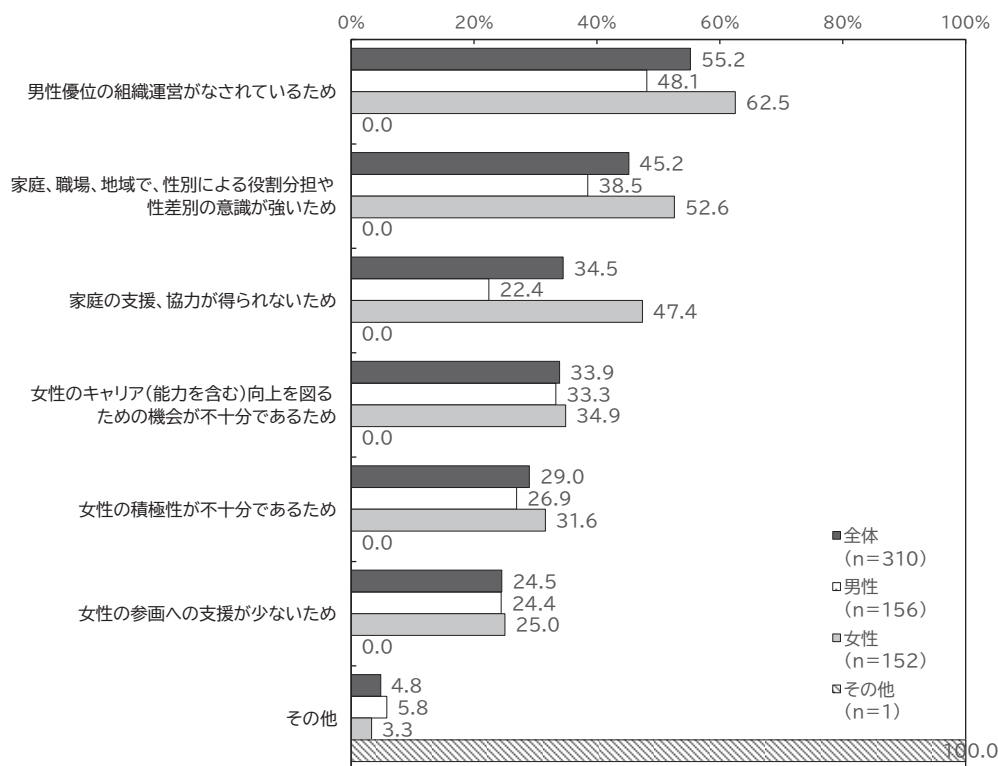
問)「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画がまだまだ少ない」と言われていますが、あなたは、その原因は何だと思えますか。(複数回答)

全体では、「男性優位の組織運営がなされているため」が55.2%で最も高く、次いで「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強い」ため」が45.2%、「家庭の支援、協力が得られないため」が34.5%となっています。

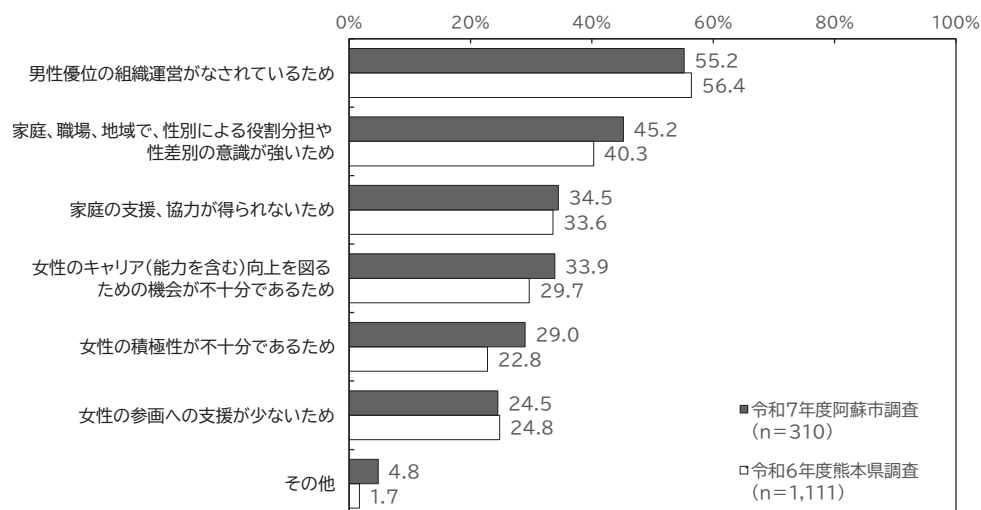
性別でみると、男女とも「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高く、女性は「家庭の支援、協力が得られないため」の割合が男性と比べて25ポイント高くなっています。

熊本県と比較すると、阿蘇市は「女性の積極性が不十分であるため」の割合が6.2ポイント高くなっています。

【政策・方針の決定の場に女性の参画が少ない理由】



【政策・方針の決定の場に女性の参画が少ない理由(熊本県と比較)】



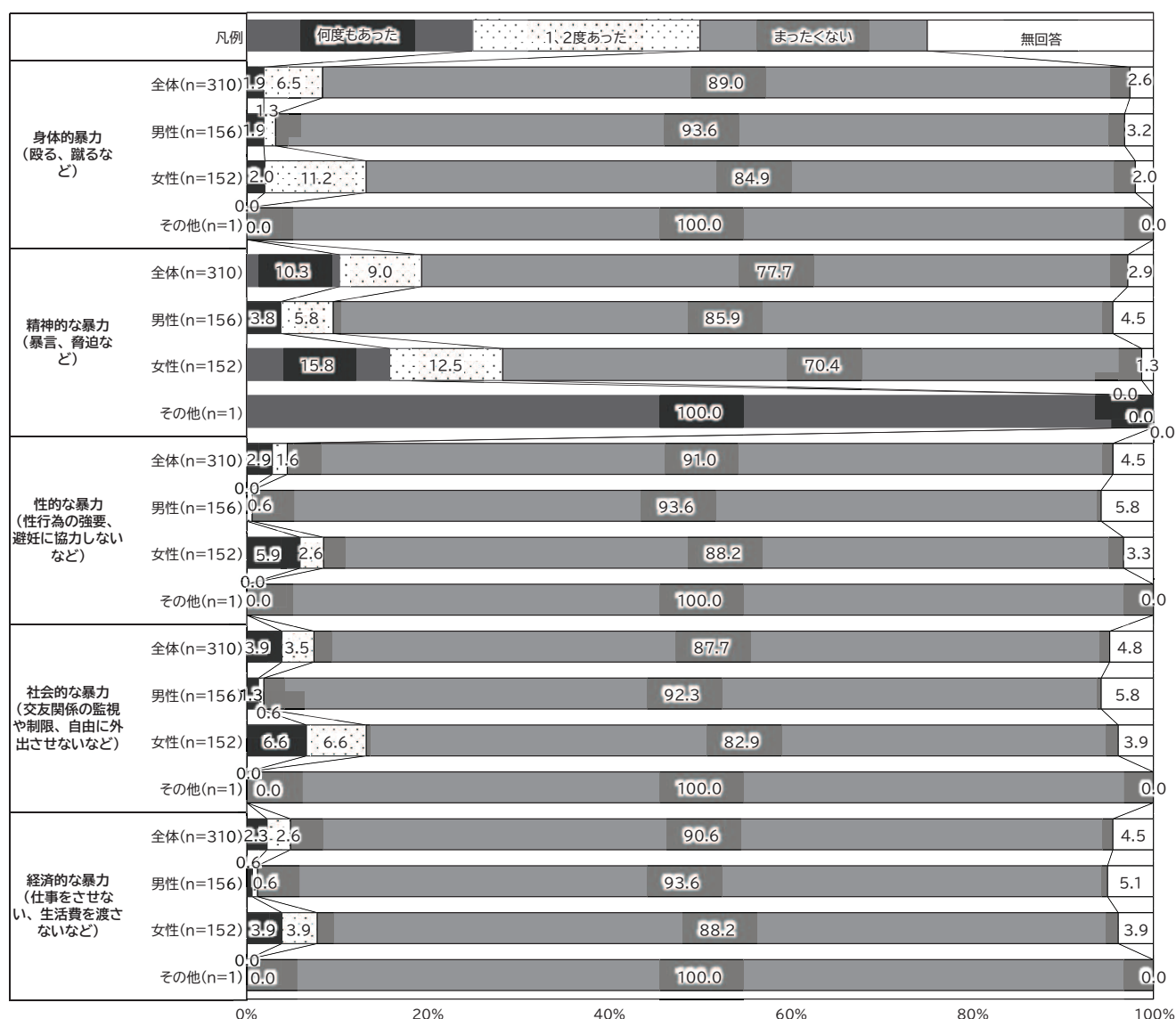
(7)ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験について

問) これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある相手から、次のようなDVにあたる行為をされたことがありますか。

全体では、「何度もあった」、「1、2度あった」を合わせた割合が最も高いのは、「精神的な暴力(暴言、脅迫など)」の19.3%で、次いで「身体的暴力(殴る、蹴るなど)」の8.4%、「社会的な暴力(交友関係の監視や制限、自由に外出させないなど)」の7.4%となっています。

性別でみると、全ての項目で、女性の方が男性よりも被害にあう割合が高くなっています。

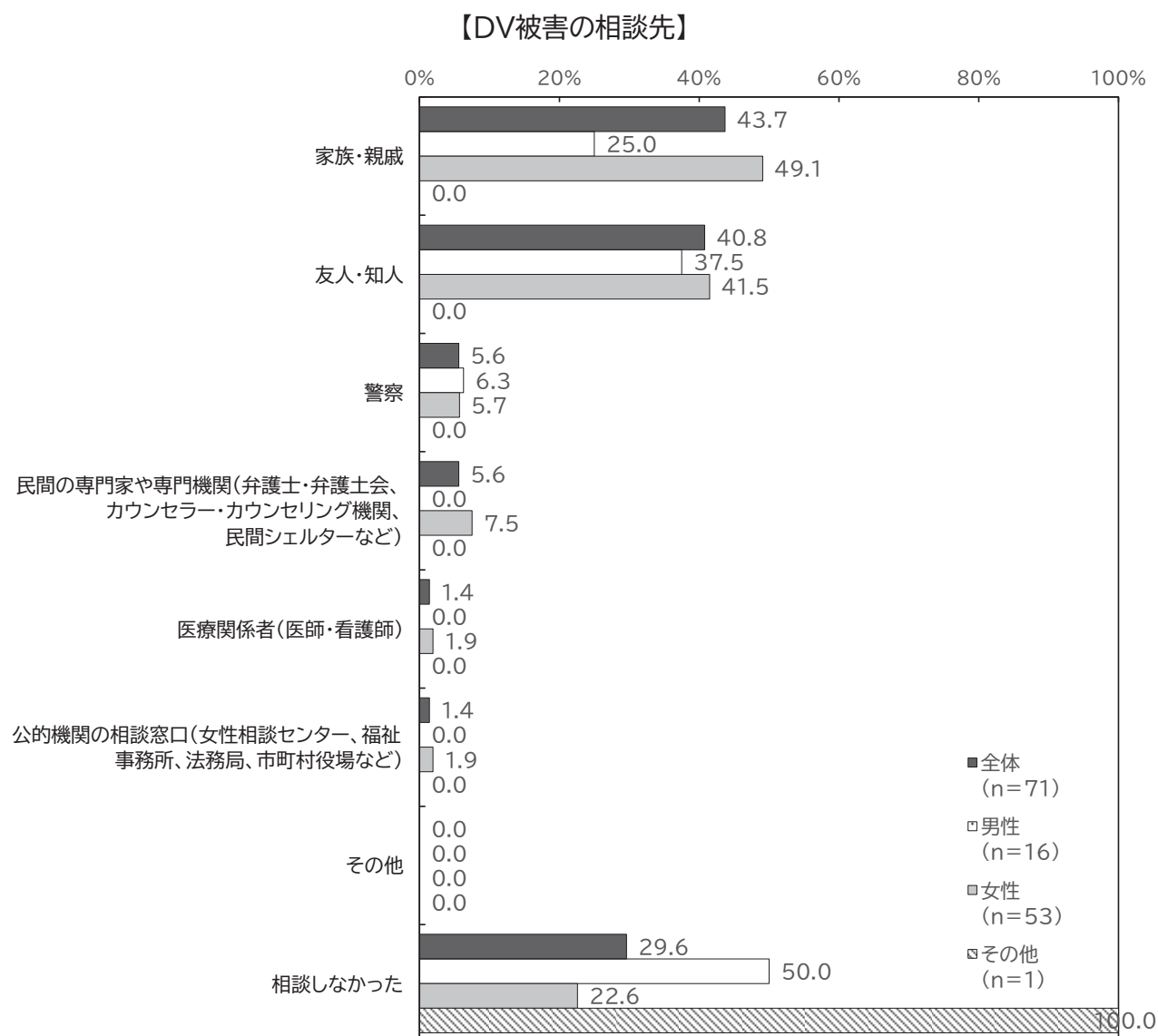
【DV被害経験】



問)「何度もあった」「1、2度あった」と答えた方におたずねします。そのことについて、誰かに相談しましたか。(複数回答)

全体では、「家族・親戚」が43.7%で最も高く、次いで「友人・知人」が40.8%、「相談しなかった」が29.6%となっています。

性別でみると、男性は「相談しなかった」の割合が最も高くなっています。

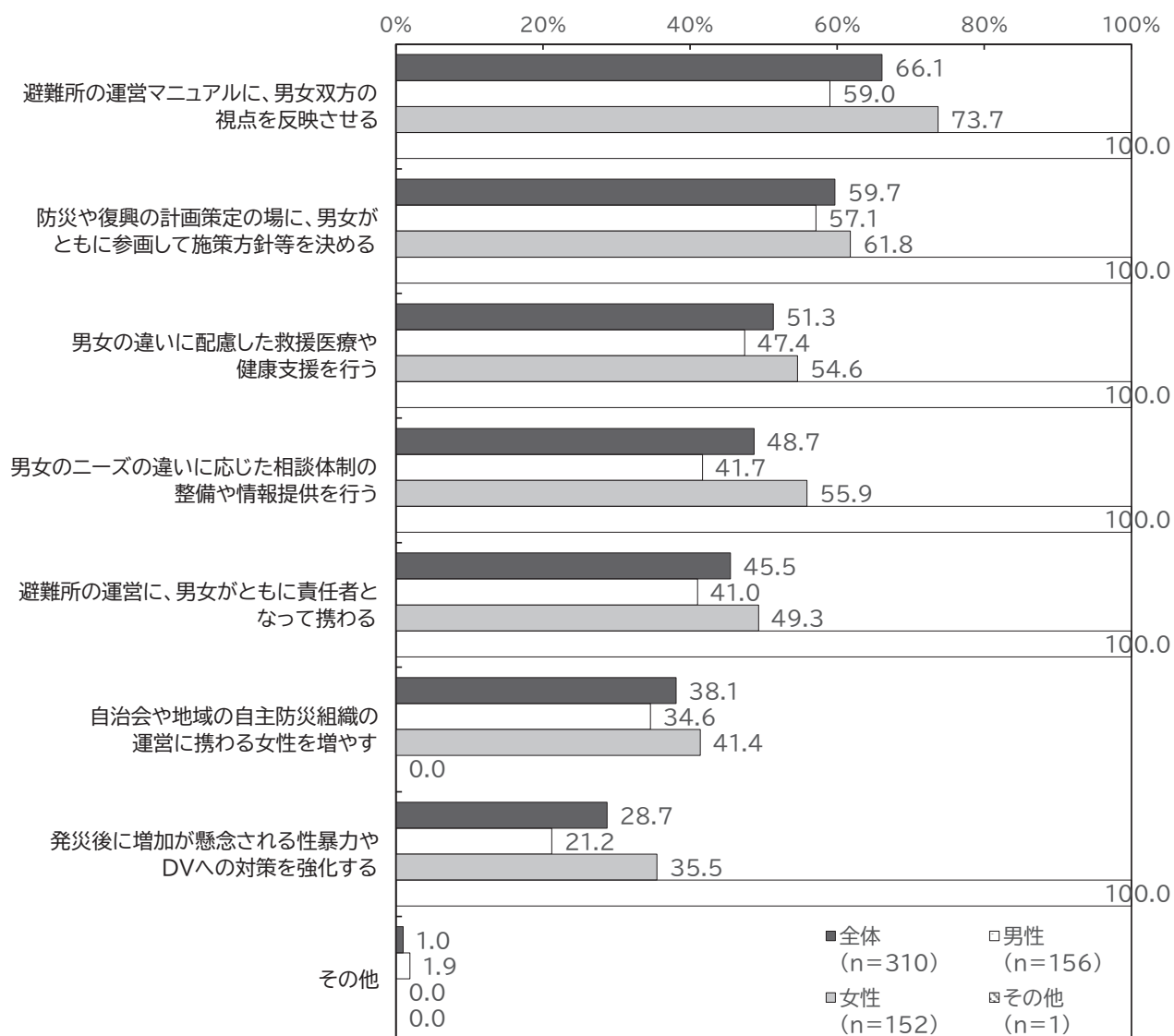


(8)災害時の男女共同参画について

問) 今後の大規模災害に備え、「男女共同参画の視点」から見た取組みについて必要と思うものは何だと思いますか。(複数回答)

全体では、「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」が66.1%で最も高く、次いで「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」が59.7%、「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」が51.3%となっています。

【大規模災害に備え男女共同参画の視点から見た必要な取組】

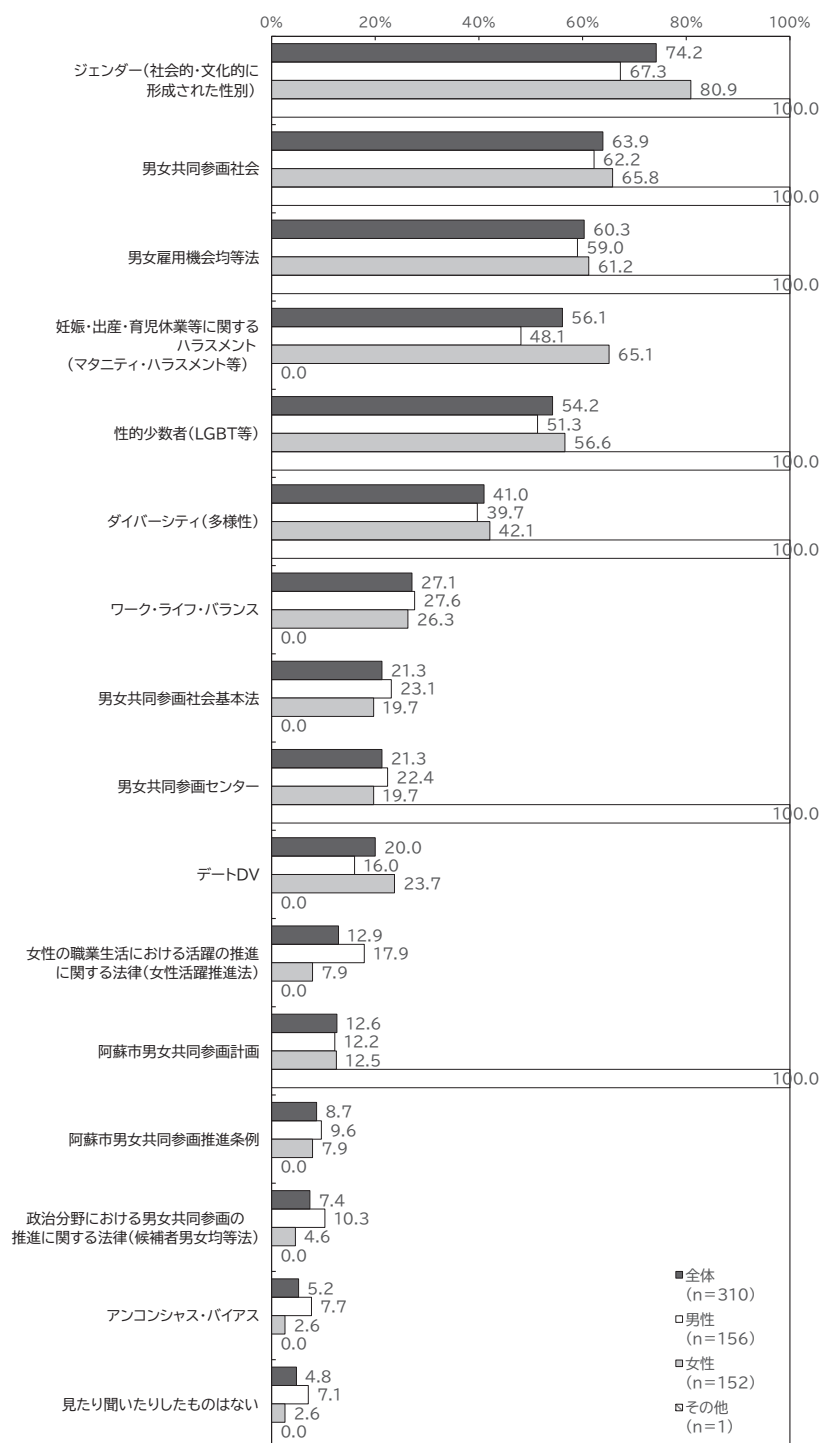


(9)男女共同参画の推進について

問) 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがありますか。(複数回答)

全体では、「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)」が74.2%で最も高く、次いで「男女共同参画社会」が63.9%、「男女雇用機会均等法」が60.3%となっています。法律や市の条例などの認知度は低い状況です。

【男女共同参画に関する用語の周知度】

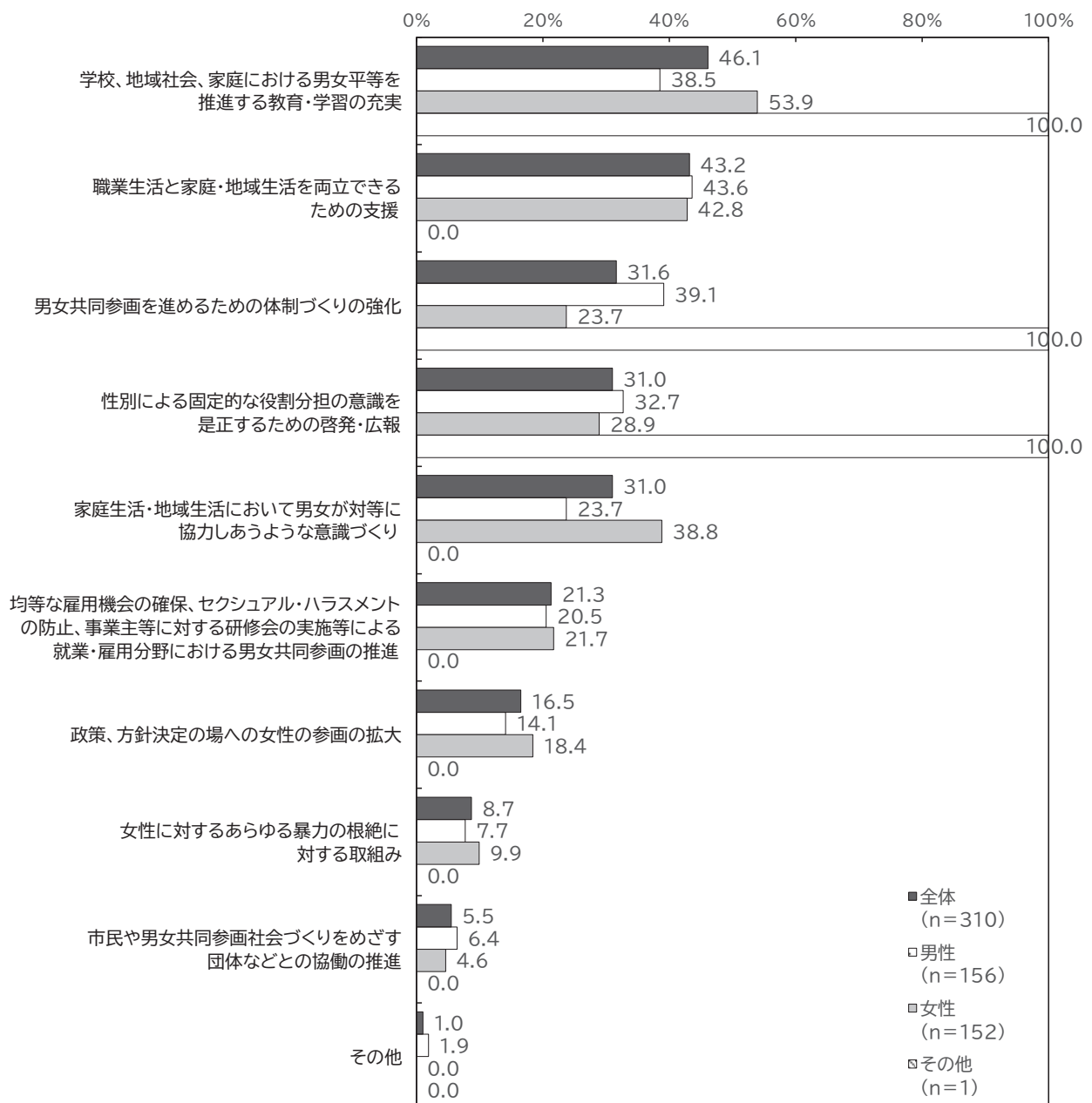


問) 阿蘇市が、男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策は何だと思われますか。(複数回答)

全体では、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が46.1%で最も高く、次いで「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」が43.2%、「男女共同参画を進めるための体制づくりの強化」が31.6%となっています。

性別でみると、女性は「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」の割合が男性と比べて15.4ポイント高く、男性は「男女共同参画を進めるための体制づくりの強化」の割合が女性と比べて15.4ポイント高くなっています。

【阿蘇市が男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

人権尊重のまちづくり

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し施策を展開していきます。

基本目標1 あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての人が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりをめざします。

基本目標2 安全・安心な暮らしの社会づくり

男女共同参画社会を実現していくために、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めるとともに、健康で安心して生活することができる社会づくりを進めます。

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

人権尊重や男女平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の解消を図ります。

基本目標4 推進体制づくり

社会情勢の変化等を踏まえながら、市民・地域・行政・事業所などとの連携・協力を図り、男女共同参画社会実現に向けて総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の基本方向	主要施策
人権尊重のまちづくり	1 あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画	①政策や方針の立案、決定過程への男女共同参画の推進
			②審議会等への女性委員の積極的登用 ★
		(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	①女性の積極的な他分野への進出支援 ★
			②女性の採用とチャレンジ機会の促進 ★
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ★
		(4)柔軟で多様な働き方の支援	①就業や労働環境における男女平等の推進
			②就労時間の見直しや多様な働き方の推進
		(5)農林水産業における男女共同参画の推進	①農林水産業における女性活躍の推進 ★
		(6)地域社会における男女共同参画の推進	①地域においての様々なかたちでの男女共同参画の推進 ★
	2 安全・安心な暮らしの社会づくり	(1)あらゆる暴力の根絶	①DV等の防止対策と啓発の推進及び被害者への支援 ◇
			②暴力から逃れる女性・男性の緊急援助体制の整備 ◇
			③子どもや高齢者の虐待を防止する環境づくりの推進
		(2)生涯を通じた女性等の健康支援	①心身の健康づくり支援の充実
			②生涯を通じた女性の健康づくりを支援
		(3)安心して暮らせる環境整備	①貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ◆
			②高齢者、障がい者などへの支援
			③性的指向や性自認に関する理解の推進
		(4)男女共同参画視点からの防災・復興の推進	①地域防災活動における男女共同参画の推進
	3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)意識改革に向けた広報・啓発の推進	①人権を尊重する意識の形成
			②広報・啓発活動の充実
		(2)社会制度や慣行の見直し	①家庭や職場、学校、地域など地域社会における男女共同参画意識の啓発の推進
			②男女共同参画意識を育む教育・学習の充実
		(3)子育て・介護支援体制等の充実	①子育て環境の充実
			②介護環境の充実
	4 推進体制づくり	(1)市の推進体制の充実・強化	①市職員の男女共同参画への意識改革・推進体制強化・基盤整備 ★
		(2)国、県、市民、各種団体等との連携	①関係機関との連携による推進体制の整備
			②国際的理解と多文化共生の推進

★は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として位置付ける。

◇は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。

◆は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。

第4章 計画の内容

基本目標1 あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、審議会等の委員や管理職など意思決定過程への女性の参画が必要不可欠です。本市においては、令和7年の審議会等における女性委員の比率は21.6%となっており、第3次基本計画で掲げた「30%以上」という目標を達成できていません。

また、この数字は熊本県の40.1%(令和7年3月31日時点)を下回っており、女性の視点をより一層政策に反映させるためには、審議会等への女性登用のさらなる推進を図る必要があります。

管理的地位にある職員における女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として十分な状況とは言えません。

農林水産業においては、農業委員や農地利用最適化推進委員の改選に伴い、女性農業委員の数は増加しており、認定農業経営体における女性の割合も増加しています。

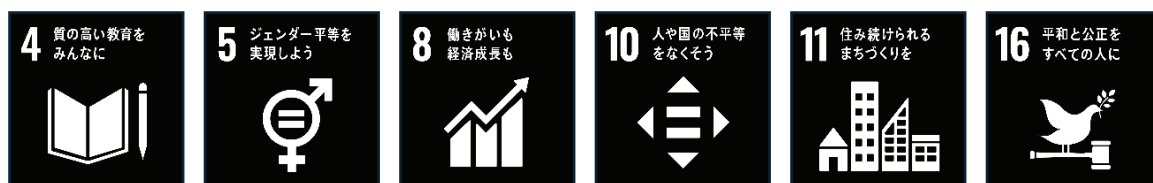
しかし、農業協同組合の理事に占める女性の割合は依然として低く、今後も継続的な取組が必要です。

地域社会においても、女性の自治会長やPTA会長などは極めて少なく、男性に大きく偏っている現状があります。この状況を改善し、地域社会における男女共同参画を進めることが必要です。

令和7年度の市民意識調査では、「男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対し、「働き方の見直し(働き方改革)を普及させること」と答えた人が最も多い結果となりました。このことから、男女ともにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するため、家庭、地域、職場などの環境整備を進めることが重要です。

さらに、育児休業制度や部分休業制度を導入しているものの、男性の活用は依然として少ない状況にあります。特に育児中の男性への制度周知と利用促進が、今後の課題となっています。

SDGsのゴール



(1)政策・方針決定過程への女性の参画

地域や家庭、本市における政策・方針決定過程の様々な場へ女性の参画を促進するために、固定的性別役割分担意識に基づく慣習等の解消や見直し、女性に対する意識改革や能力開発、人材育成を行います。

また、市の審議会や委員会などへの女性の積極的な参画を支援します。女性市長の誕生を契機に、より多くの女性を登用し、女性ならではの視点や意見が一層反映されるよう努めていきます。

政策や方針などへの意見提案や意思決定の場への参画は、男女共同参画社会を形成するための基礎となります。

第3次行動計画で目標値として掲げている「審議会等における女性委員の比率30%」は達成されておらず、第4次基本計画期間中には30%以上となるよう、引き続き推進し、人材育成に取り組みます。

主要施策	施策の内容	担当部署
①政策や方針の立案、決定過程への男女共同参画の推進	政策・方針決定の場へ女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識等の解消を促進します。 女性のエンパワーメント支援として、女性に対する意識改革や能力開発、人材育成など、新たな分野における男女共同参画などの推進を図ります。 地域活動において女性人材の育成を図るとともに、市内の市民団体に対し、女性も参画できる環境づくりを働きかけます。	関係各課
②審議会等への女性委員の積極的登用	女性ならではの視点や意見を反映させるため、審議会や委員会などの委員に女性をより積極的に登用し、参画を促進します。 また、政治分野における男女共同参画推進に必要な啓発活動や環境整備の施策の実施に努めます。	関係各課

(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進

働く場において女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や女性の就労・キャリアアップ支援などに努めます。市では、商工会等と連携し、広報等を利用し女性の持てる能力の意識改革等を実施しています。

また、女性に限らず働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備のための情報提供や周知・啓発に努めます。

主要施策	施策の内容	担当部署
①女性の積極的な他分野への進出支援	女性が持っている能力を活かすことは、事業者が多様なニーズに対応するためにとっても大切です。そのため、女性の仕事を事務やサポート業務だけに限定せず、研修の場を提供し、営業や企画、研究・開発、さらには建設や輸送といった幅広い分野への女性の積極的な参画を推進します。	まちづくり課 人権啓発課
②女性の採用とチャレンジ機会の促進	雇用の場では、性別による差別をなくし、採用時の公平な条件を確保します。 また、採用後は能力に応じた公平な機会を提供し、待遇改善に積極的に取り組む事業者が増えるよう働きかけます。	総務課 まちづくり課 人権啓発課

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

女性も男性も充実した人生を送るためには、男女が対等なパートナーとして、固定的性別役割分担意識を解消し、家庭の責任は男女がともに担うという意識をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進のための家庭、地域、職場などの環境づくりが必要であるため、市民や事業者が理解を深めるよう効果的な普及活動を行います。

主要施策	施策の内容	担当部署
①ワーク・ライフ・バランスの理解と促進	男性の子育て参加の促進、男女共同参画社会の推進のため、通年での働きかけを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、男性職員への育児休暇制度の周知を行います。	総務課
	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、講演会やイベントの開催を通じた学習機会の提供を行うとともに、関係各課と連携した周知・啓発を図ります。	人権啓発課
	母子保健事業等を通じて、子育て初期からワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。また、男性の育児休暇制度の周知を行い、夫婦で子育てする意識の向上を図ります。	健康増進課

(4)柔軟で多様な働き方の支援

少子高齢化の進む現在、一人ひとりがそれぞれの家庭や心身の状況に合わせて仕事を継続するためには、柔軟な働き方を認める環境が必要となります。

固定的性別役割分担ではなく、一人ひとりの意識や能力の違いを生かした多様な役割分担によって、より良い働き方を推進します。

また、働く場や就労における男女平等や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、育児中にある男性への制度の周知を図ることによる男性の育児参加の促進、子育てや介護環境の充実、生活安定と自立促進に向けた支援などを行います。

主要施策	施策の内容	担当部署
①就業や労働環境における男女平等の推進	生産年齢人口の減少と女性就業者数の増加が見込まれている中で、就業は男女共同参画社会の形成に重要な意味を持っています。関係機関(商工会等)と連携し、就業に関する情報提供や労働環境向上に関する周知を行い、平等な労働環境が確保されるよう各事業所に情報の提供を行います。	まちづくり課 人権啓発課
	全ての人々が育児に協力し、子育て事業に参加できるように育児休業時間や育児休業後の職場フォロー体制の整備など環境づくりに努めます。市では、子育て環境整備として部分休業制度(時短勤務)を導入しています。今後、育児中にある男性職員への制度の周知を図ります。	全課共通
②就労時間の見直しや多様な働き方の推進	長時間労働は働く人の健康を阻害し、企業にとっても残業コストの上昇や生産性の低下など、経営のリスクもあることの理解を進め、働き方改革を推進します。	総務課 まちづくり課 人権啓発課
	女性に偏りがちな家事や育児及び地域活動等を分担することが重要であることから、男性の家庭や地域への積極的な参画を進めるため、男性の育児休業制度の活用や休暇取得の取組を進めるとともに、制度周知に努めます。 家事、育児及び介護等に男性が参画することができるよう、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムや朝型勤務を活用するなどの多様な働き方を支援します。	総務課 人権啓発課

(5)農林水産業における男女共同参画の推進

自然豊かな本市では主要産業である第1次産業(特に農業等)が盛んであり、農林水産業における男女共同参画の推進は本市の男女共同参画社会実現にとって大きな役割を果たすと考えられます。

実際に女性は労働の担い手であり、経営の担い手として重要な役割を果たしているケースも散見できるようにになりました。しかし、地域の農林業の方針等に大きな影響を与える農業委員会委員並びに農業協同組合、森林組合等の役割等への女性の参画は成果目標を達成しているものもあれば、未だ達成されていないものもあるため、今後も引き続き女性の参画推進に努めます。

主要施策	施策の内容	担当部署
①農林水産業における女性活躍の推進	産業の振興のためには、労働者の半数近くを占める女性が、共同経営者(パートナー)としての女性の役割を明確にし、活躍することが必要であることから、農業協同組合の理事や生産部会役員、森林組合の理事等に登用し、政策・方針決定の場への参画を推進します。	農政課 農業委員会
	農業、林業等における経営発展を実現するため、地域の第1次産業をリードし変革を進める女性リーダーの育成を進めます。 また、女性がその能力を発揮するため、女性認定農業者の増加や福利厚生の充実を推進し、仕事と生活の両立が可能な環境づくりを進めます。	農政課 農業委員会

(6)地域社会における男女共同参画の推進

地域コミュニティが希薄になりつつある中、暮らしやすく活力ある地域社会を実現するために、女性も男性も、地域活動に進んで参画できる環境づくりが重要であることから、市民を対象とした行事やイベントの地域活動に、家族そろって積極的に参画ができるよう推進します。

また、地域社会においても女性の自治会長やPTA会長などは極めて少ないこと等から、あらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を更に促進していく必要があります。

地域活動における女性の参画促進のため、男女共同参画の推進の妨げとなる、固定的性別役割分担や慣習の解消に繋がるよう機会を通じて啓発を行い、今後も関係団体と連携しながら地域活動を担うリーダーの育成と女性の参画を推進します。

主要施策	施策の内容	担当部署
①地域においての様々なかたちでの男女共同参画の推進	区や地域において活躍されている方及び社会福祉協議会や女性団体などの関係団体と協力し、男女共同参画を推進します。	関係各課
	市民を対象とした行事は、多様なライフスタイルを持つ全ての人が参加しやすい日時を設定し、地域活動への参加意識の醸成や参加しやすい環境づくりに努めます。	関係各課
	地域活動において主導的役割を果たす女性を積極的に発掘し、地域を基盤として活動している女性団体の育成やリーダー養成に努め、女性の社会参画の拡大の実現を図ります。	関係各課

基本目標2 安全・安心な暮らしの社会づくり

現状と課題

男女共同参画社会の基本にあるのは、すべての人が互いの人権を尊重し、生涯を通じて安全で安心して暮らせることです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)、様々なハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などは重大な人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。

また、児童や高齢者への虐待も、被害者の心身に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。本市では、こうした暴力や虐待を根絶するため、啓発活動や相談対応をはじめ、緊急援助体制の整備などの取組を推進してきました。

令和7年度の市民意識調査において、DVの被害経験について、「身体的暴力(殴る、蹴るなど)」については「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人を合わせると、男性3.2%、女性13.2%でした。

また、「精神的な暴力(暴言、脅迫など)」については、男性9.6%、女性28.3%という結果でした。

さらに、DV被害者の相談先については、女性は「家族・親戚」と回答した人が最も多く、男性は「相談しなかった」と回答した人が最も多い状況でした。

あらゆる暴力の被害者も加害者も生まない社会を実現するためには、警察、福祉、教育などの関係機関と連携した取組を強化する必要があります。

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上での前提と言えます。特に、女性の心身はライフステージごとに大きく変化するため、生涯を通じて男女は異なる健康上の課題を抱えることに留意する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が、それぞれ抱える困難に加え、性的指向や性自認を理由に困難を抱える人々が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見によって更に困難な状況に置かれることは重大な問題です。社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められます。

さらに、災害時における女性の視点を反映した地域防災力向上のためには、意思決定過程への女性の参画、多様なニーズに対応した避難所の整備、女性の防災人材の育成が重要です。

本市では、阿蘇市防災会議において女性団体からの意見が活発に行われています。今後も女性委員の増加や、幅広い活動への参加を周知する取組を進めていく必要があります。

SDGsのゴール



(1)あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする地域、職場、家庭における様々な暴力への対応は重要課題とされています。関係機関と連携しながら、早期発見及び予防に努め、相談業務を充実させるとともに、被害者の安全確保と自立に向けた支援を行います。

また、児童や高齢者への虐待も重大な人権侵害です。関係機関と連携し、早期発見、防止及び支援に努めます。

主要施策	施策の内容	担当部署
①DV等の防止対策と啓発の推進及び被害者への支援	DVの相談受付専用電話の周知を定期的に行い、市民や医療関係者、福祉関係者に対し定着を図ります。	福祉課
	民生委員・児童委員、福祉事務所等との連携を密にし、早期発見及び予防に努め、協力依頼など周知徹底を継続して行います。	福祉課
	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施します。 また、事業所などへの教材の貸出や学習会などへアドバイザー派遣を行います。	人権啓発課
	関係機関が相談体制の充実を図るとともに、連携協力してきめ細かな情報提供を行い、早期発見により被害の潜在化を防止し、被害者の保護から生活・就業等の自立支援まで切れ目のない支援を行います。	福祉課
	デートDV防止教育推進のため、中高生を中心とした若者に教材を貸し出すなどして学習の機会を提供します。 また、有害な図書や映像、インターネット環境の改善を支援し、性に関する有害な環境の浄化に取り組みます。	教育課 人権啓発課

主要施策	施策の内容	担当部署
②暴力から逃れる女性・男性の緊急援助体制の整備	被害者の生活の平穏を害するとともに、重大事件に発展する可能性もあることから、警察や県の窓口との連携強化を図り、被害の潜在化を防止し、被害者の立場に立った迅速・的確な支援に取り組みます。	福祉課
	配偶者等からの暴力は被害者だけではなく子どもにも悪影響を及ぼすため、学校や児童相談所等と連携し、被害児童への支援を進めます。 また、被害者への心理的ケアに迅速に対応できる体制づくりが重要であるため、相談体制の整備や関係機関との連携強化を引き続き進めます。	福祉課
	DV等の被害者に対する支援措置として、加害者が住所を探索する目的での住民票の写し等の交付を拒否することで、被害者の安全の確保を図っています。 (男女を問わず申し出は可能)	市民課
③子どもや高齢者の虐待を防止する環境づくりの推進	児童等の各種相談を家庭児童相談室で対応しています。 また、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を目的に関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。 高齢者虐待の防止や早期発見には、地域での協力・連携・見守りが不可欠です。 そのため、高齢者虐待に関する相談・通報窓口の周知を図ります。	福祉課 ほけん課
	児童や高齢者への虐待等が発見された場合、関係機構との連携を強化し、安全の確保を図ります。 また、子ども家庭センターを設置し、児童相談所との連携や関係機関との情報共有を通じて、安心できる環境づくりに向けた支援を実施しています。 引き続き、多様な相談体制や関係機関の資源の確保及び支援ネットワークの整備を推進していきます。	福祉課 ほけん課 健康増進課

(2)生涯を通じた女性等の健康支援

男女共同参画社会の実現には、生涯にわたって心身ともに健康であることが前提ですが、男女には異なる健康上の問題があり、女性は妊娠や出産など身体的に男性と異なった健康上の問題にも直面します。疾病については性差に応じた的確な受診が重要なため、継続的かつ総合的な健康の増進を支援します。母性が尊重され、健康でいられるよう、相談業務や健康診断など充実させます。

また、老若男女問わず、誰でも自立し、いきいきと活動するために、健康づくりを推進します。

主要施策	施策の内容	担当部署
①心身の健康づくり支援の充実	女性特有の疾病や健康上の問題について、健康教育や健康相談などで情報提供を行うとともに、妊産婦及び子育て世帯に対して医療相談アプリを導入し、相談支援体制を強化します。	健康増進課
	妊婦健診、がん検診、特定健診、後期高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進します。 特に、女性特有の子宮がん・乳がんについては無料クーポンを発行し、受診率の向上を図ります。	ほけん課 健康増進課
②生涯を通じた女性の健康づくりを支援	母子健康事業を通じて、妊産婦や乳幼児が健康に過ごせるよう支援します。	健康増進課
	予防・早期発見のために、子宮頸がんや乳がん等の女性特有のがん検診の受診体制を整備し、若年層に対しては、特に子宮頸がんの知識や検診受診の重要性に関する普及啓発を行い、受診率の向上に努めます。	健康増進課

(3)安心して暮らせる環境整備

核家族化、少子高齢化が進み、多様なライフスタイルがとられている中、家庭による介護や看護が難しくなっています。介護や援助を必要な人がいる家庭への支援の充実を図ります。

施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、トイレやベビーベッド、ベビーカーの設置など、利便性を向上させています。今後も乳幼児をお連れの方、障がいのある方、お年寄りの方をはじめ、あらゆる人が利用しやすい環境を整備します。

また、高齢者や障がい者が健康で自立した生活を営めるよう、相談や支援を行い、差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課で連携を図り、相談体制の充実を図ります。

主要施策	施策の内容	担当部署
①貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	非正規雇用労働者やひとり親など、経済上の困難に陥りやすい女性が増加しており、長期的な展望に立った就労支援、貧困の連鎖を断ち切るための生活困窮世帯への生活困窮自立支援、教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を行います。 また、生活相談センターでは、経済的困窮など様々な問題を抱えている方の支援を実施します。	ほけん課 健康増進課 教育課 福祉課
	女性特有の疾病や健康上の問題について、健康教育や健康相談などで情報提供を行います。	健康増進課
②高齢者、障がい者などへの支援	年齢や男女問わず個人が主体的な学習ができるように、学習場所(カルデラASO、コミュニティセンター等)の提供を行い支援します。 また、介護サービスや女性団体等への貸館事業、地域交流促進講座の充実等を図ります。	人権啓発課
	各種施設については乳幼児から高齢者まで、「誰もが利用しやすい」施設を目指し、表示版の随時見直しなど、さらなるユニバーサルデザイン化を推進します。 また、各施設において障がい者専用・多目的トイレの設置を行います。	関係各課
	子育て支援施設の整備にあたっては、子どもと一緒に安心して利用できるよう配慮するとともに、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインの普及・導入及び啓発に努めます。	福祉課

主要施策	施策の内容	担当部署
③性的指向や性自認に関する理解の推進	LGBTQ(性的指向や性自認などの多様な性)への理解を深めるため、学習の機会を提供し、認識を広める啓発活動を行います。	教育課 人権啓発課
	LGBTQなどの理由で生活が困難な状況に置かれることは重大な問題です。そのため、悩みを抱える方々を支援し、配慮を行うことが求められます。それぞれの状況に応じた対応を行い、誰もが暮らしやすい環境づくりに努めていきます。 また、令和5年4月より導入した阿蘇市パートナーシップ宣誓制度を活用し、人権尊重のまちづくりを推進します。	人権啓発課
	市職員は、窓口対応において、LGBTQへの正しい知識を持ち、性的指向や性自認の多様性を理解することが求められます。性別や関係性を決めつける表現は避け、書類の性別記載欄については法的義務や事務上必要なものを除き、原則廃止する方針で全庁的な見直しを進めます。	関係各課

(4)男女共同参画視点からの防災・復興の推進

地震、津波や風水被害等の災害において、その発生自体をコントロールすることは不可能ですが、被害を最小化し迅速な回復を図るためには、予防、応急、復旧・復興等すべての局面で、女性をはじめとする多様な住民の意見を反映させ、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営及び被災者支援等を行っていくことが重要です。

主要施策	施策の内容	担当部署
①地域防災活動における男女共同参画の推進	子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人等の視点も踏まえた防災・減災の取り組みの充実を図るため、地区防災計画の取り組みを継続して支援します。	防災情報課
	防災会議や消防団への女性の登用、地域の防災を担う女性リーダーの育成などを支援し、防災・減災・復旧・復興等の意思決定の場への女性の参画を促進することで、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。	防災情報課 人権啓発課
	広報誌作成などを通じて女性消防団員の加入を促進し、女性消防団員による防災啓発活動や消防団活動に関する情報発信を強化し、市民の防災意識の向上に努めます。	総務課 防災情報課
	災害時にLGBTQ(性的指向や性自認などの多様な性)の方がいることを踏まえて、災害時に想定される課題を整理し、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルなどに、専門的知識を持つ団体や当事者の意見を反映し、防災訓練などの際にも考慮します。	防災情報課 人権啓発課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、本市では、関係機関・団体等と連携し、家庭や職場、学校、地域等において、様々な機会や手段を通じた意識啓発や教育等に取り組んできました。

令和7年度の市民意識調査の結果、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割を固定する考え方について、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した人を合わせた割合が8割を超え、熊本県と比較しても高い結果となっています。

一方で、阿蘇市全体における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇」と答えた人の割合は52.9%に達しており、固定的性別役割分担意識に関する否定的な意識は高いものの、男女の地位に関しては、男性優位と感じる人が依然として多いことが分かります。この結果は、広報・啓発活動や学習等の機会に触れることにより自身が持つ無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、社会に存在する不平等を認識する人が増えたことによるものとも考えられます。そのため、今後も男女共同参画の視点に基づいた意識改革を進める必要があります。

固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、誰もが自分らしくいきいきと生活することを妨げる原因となります。そのため、全ての人がジェンダーの視点に基づき、固定的な性別役割分担意識や不平等感を解消することが大切です。

また、性別にかかわらずお互いを認め合い、多様な選択ができる社会を目指して、家庭、学校、職場、地域などにおいて男女共同参画に関する教育や学習を進めることが極めて重要です。特に、生涯を通じて個人の人權を尊重し、個性を認め合う男女平等を推進する教育や、それぞれの個性と可能性に応じた進路選択ができるキャリア教育が必要です。

さらに、男女共同参画の理念が十分に浸透していない分野に対しては、市民への意識づくりを目的とした広報・啓発活動をより一層推進する必要があります。

SDGsのゴール



(1)意識改革に向けた広報・啓発の推進

家庭や職場、地域、学校などにおける男女意識を形成するために、あらゆる人権や互いの性を理解し、尊重する意識を形成するとともに、その啓発や教育に努め、男女共同参画への意識の向上を図ります。

また、性差や人権についての正しい知識を普及し、学習会の実施や情報の提供を行います。

主要施策	施策の内容	担当部署
①人権を尊重する意識の形成	社会的・文化的に形成された性別は、既に子育ての段階での意識にも一部起因しています。パンフレット等をPTAや学校、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、子育てサークルなどの各施設を通じて配布し人権尊重に努めます。	福祉課 教育課 人権啓発課
	人権教育をはじめ、道徳の時間や特別活動等、全ての教育活動を通して、男女共同参画に関する実践力の育成を図ります。	教育課 人権啓発課
	人権学習の開催及び各種団体の研修、生涯学習講座へ人権講話の講師派遣や資料の提供を行います。	教育課 人権啓発課
②広報・啓発活動の充実	男女共同参画は固定的性別役割分担ではなく、一人ひとりの意識や能力の違いを理解し、違いを生かした多様な役割分担により、互いにより良い社会を築くことが大切です。 パンフレットの配布、学習会の実施、各団体への情報提供を行います。	教育課 人権啓発課
	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、ポスター、広報誌、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行います。	人権啓発課

(2)社会制度や慣行の見直し

今もなお無意識のうちに固定的性別役割分担や家族像などが家庭や地域に存在しており、男女共同参画意識の啓発に向け、効果的な情報提供の機会を増やします。

また、性別にとらわれず、個人として尊重する考え方は幼少期から育むことが重要です。学校における男女共同参画の視点に立った指導・教育を進め、子どもだけでなく全ての市民に対しても、生涯学習を通じた意識改革を行います。

主要施策	施策の内容	担当部署
①家庭や職場、学校、地域など地域社会における男女共同参画意識の啓発の推進	各種イベント開催時に、男女共同参画社会に関するポスター・パネル・男女共同参画川柳入賞作品等の掲示を定期的かつ継続的に行い男女共同参画意識の啓発、情報の提供に努めます。	教育課 人権啓発課
②男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	中学生・高校生が生命の大切さなど幅広い知識を得できるよう、保育所や認定こども園などでの職場体験学習やボランティア活動などの体験活動を実践します。	教育課
	「キャリア教育」を通じて、「より良く生きるためのあり方、生涯にわたる多様な生き方教育」の充実を図ります。	教育課
	男女共同参画学習資料等により、中学生・高校生に対し、学校における男女共同参画の視点に立った指導・教育を進めます。	教育課 人権啓発課
	関係機関やあらゆる自主グループと連携して、男女共同参画社会に関する講演会やセミナーを開催し、学習機会の充実を図ります。	人権啓発課
	男性の家事、育児、介護などへの参画を推進するために参考となる情報の提供や書籍の充実を図るとともに、広報等を利用し意識啓発に努めます。	教育課 人権啓発課

(3)子育て・介護支援体制等の充実

次代を担う子どもたちを安心して育てることができるよう、保育、育児サービスや子育ての相談の充実を図り、多様化する保育ニーズに対応できる環境をさらに整えます。

また、介護に対する負担についても、女性が担う現状が多いことから、男性の参画を推進し、介護休業制度の活用や、企業への理解促進などに努めていく必要があります。

主要施策	施策の内容	担当部署
①子育て環境の充実	子育て支援センターは、子育て支援の拠点として、子育て相談や子育て中の親子が気軽に集い、交流する場となっています。今後、総合相談、情報提供の窓口として関係機関とのネットワークによりコーディネーター機能を強めるとともに、子育てサークルの支援や多くの親子が利用できるよう活動の周知に努めます。	福祉課
	安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育所や認定こども園における保育の充実に努め、地域の実情に応じた対応を行ってきたことにより、現在、待機児童は発生していません。今後も引き続き、保育所等利用待機児童の解消に努めます。	福祉課
	保護者の就労形態の多様化などに対応する一方、長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズに応じて、延長保育、病児・病後児保育や障がい児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て支援サービスの充実を図ります。	福祉課
	子育て家庭の生活安定のため、児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当(ひとり親世帯)、育児手当制度(第3子以降の手当)の普及・啓発に努めます。	福祉課
	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健康保持と健全な育成及び安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、0歳から18歳までの子どもの医療費を助成する子ども医療費助成制度を実施しています。(令和2年4月～)	福祉課
	母子保健事業を通じて、妊娠出産休暇や育休等、就業に関する情報提供や労働環境向上に関する周知を行います。また、産前産後国保税の減免や産前産後国民年金保険料の免除を行うことで、子育て世代の負担軽減を図ります。	健康増進課 ほけん課
	各種イベント開催時に、授乳室やオムツ換えの場所等を確保し、子育て世代が各種イベントに参加しやすい環境を整えます。	関係各課

主要施策	施策の内容	担当部署
②介護環境の充実	人生100年時代の到来に向けて、男性にも女性にも親や配偶者等の介護の担い手としての負担が増大する可能性が高まっていることから、介護をしながら仕事を継続できるよう、企業等に対する周知啓発を行います。	ほけん課 まちづくり課 人権啓発課
	介護に関する負担については、女性が担う現状が多いことから、パートナーである男性の介護への参画をより一層進める必要があります。このため、男性の介護休業制度の活用や休暇取得の取組について、周知啓発を行います。	ほけん課 人権啓発課

基本目標4 推進体制づくり

現状と課題

「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて、本計画を着実に推進し、男女共同参画社会づくりを進めていくためには、市職員一人一人が男女共同参画について正しく理解し、その視点を持ちながら関連施策を進めていくとともに、庁内の推進体制を整備し、関係者が連携して積極的に取り組むことが必要です。

令和7年度の市民意識調査の結果、政策の企画や方針決定の場に女性が少ない理由として、「男性優位の組織運営がなされているため」との回答が5割を超え、最も多い結果となりました。このことから、理解促進のための取り組みによって男女共同参画の視点に立った組織運営を行っていくことが重要となっています。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策は、家庭、地域、学校、民間企業など多様な場に関わるとともに、福祉、保健、教育、雇用、防災、まちづくりなど幅広い分野に及びます。

そのため、市は国や県などの行政機関だけでなく、市民や地域社会、民間企業などがそれぞれの立場で男女共同参画の理念を理解・共有し、協働して計画を進めることが必要です。

SDGsのゴール



(1)市の推進体制の充実・強化

市職員が率先して男女共同参画を進めるという意識を持ち、研修や意識調査の実施など、普及啓発を図ります。男女共同参画社会の形成に向けて、市民や各種団体・事業所との協働を図り計画を推進する体制づくりが必要となります。

主要施策	施策の内容	担当部署
①市職員の男女共同参画への意識改革・推進体制強化・基盤整備	男女共同参画に対する職員意識の状況を把握し、職員全体への研修を計画的に進め、意識の向上に努めます。 また、特定事業主行動計画に基づき市役所管内での女性の活躍推進に取り組み、施策の実施状況や進捗状況を把握し指導をします。	総務課 人権啓発課

(2)国、県、市民、各種団体等との連携

第4次基本計画の推進には、各部署が連携し、市民や事業者、各種団体との連携も必要です。積極的に連携に努め、広く情報を公開します。

主要施策	施策の内容	担当部署
①関係機関との連携による推進体制の整備	男女共同参画社会の形成に向けて、関係課との連携、調整を行いながら、男女共同参画審議会との協働を図り、施策の推進と進捗を管理し指導を行います。	人権啓発課
	他市町村の男女共同参画施策担当者との情報交換の場を設け、相互の連絡体制を構築できるよう、積極的に取り組みます。 また、男女共同参画関係の研修や講演会に積極的に参加し、広く情報を発信します。	人権啓発課
	国や県における「女性活躍推進法」の改正や施策の充実を踏まえ、国や県と連携し、実施される施策の推進に努めます。	人権啓発課
②国際的理解と多文化共生の推進	国際的な動向を踏まえ、学校や地域で市民と外国人が交流し、多文化を体験する機会を提供することで、多文化への理解を深めます。 また、国や県、国際交流団体が実施する交流に対し協力・支援を行います。 さらに、窓口には多言語翻訳機能付きタブレットを設置し、多言語のチラシ作成や分かりやすい日本語での対応を進めます。	関連各課
	国際的な流れや動きに関する情報を提供し、男女共同参画の理念の浸透を図り、国際交流に男女共同参画の視点を取り入れることで、多文化理解を促進します。 また、在住・滞在外国人や外国にルーツを持つ子どもへの配慮を重視し、支援体制の構築を進めます。 さらに、市では多言語対応の母子手帳や医療相談アプリを導入しており、これらの取り組みを通じて多文化共生を推進します。	関連各課

第5章 成果目標

各基本目標について、それぞれの成果目標を以下のとおり設定します。

基本目標1 あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり

(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進

【女性／全体数(人)】

各委員等成果指標名	実績値(R 7)	目標値 (R 1 2)	担当課
阿蘇市職員(一般職)	1 2 3 / 3 1 0人 (3 9 . 7%)	5 0 %	総務課
管理的地位にある職員 における女性の割合 (課長補佐以上)	1 2 / 3 4人 (3 5 . 3%)	3 0 %	総務課
採用試験の受験者の女性割合	4 2 . 6 0 %	5 0 %	総務課
女性職員の採用割合	4 0 %	5 0 %	総務課

(5)農林水産業における男女共同参画の推進

【女性／全体数(人)】

各委員等成果指標名	実績値(R 7)	目標値 (R 1 2)	担当課
阿蘇市農業委員	4 / 1 9人 (2 1 . 1%)	6 / 1 9人 (3 1 . 6%)	農業委員会
J A阿蘇理事 (阿蘇郡市全体)	2 / 3 2人 (6 . 3%)※	3 / 3 2人 (9 . 4%)	農政課
認定農業経営体	5 5 / 4 2 5人 (1 2 . 9%)	6 5 / 4 5 0人 (1 4 . 4%)	農政課

※JA阿蘇理事の目標値:女性枠が2名、その他の地域については、地元推薦(性別問わず)

(6)地域社会における男女共同参画の推進

【女性／全体数(人)】

各委員等成果指標名	実績値(R 7)	目標値 (R 1 2)	担当課
区長(自治会長)	1 / 1 1 7人 (0 . 8 5%)	(地元推薦)	総務課
民生・児童委員	5 4 / 8 5人 (6 3 . 5%)	4 5 / 8 7人 (5 1 . 7%)	福祉課
男女共同参画審議会委員	6 / 1 3人 (4 6 . 2%)	6 / 1 3人 (4 6 . 2%)	人権啓発課

基本目標2 安全・安心な暮らしの社会づくり

(2)生涯を通じた女性等の健康支援

各成果指標名	実績値(R 7) 推測値	目標値 (R 1 2)	担当課
妊娠11週以内の妊娠届出率	93.75%	100%	健康増進課
乳がん検診受診率	11.53%	35%	健康増進課
子宮がん検診受診率	15.68%	35%	健康増進課
特定健診受診率	52%	60%	ほけん課
後期高齢者健診受診率	25.78%	30%	ほけん課

(4)男女共同参画視点からの防災・復興の推進

【女性／全体数(人)】

各委員等成果指標名	実績値(R 7)	目標値 (R 1 2)	担当課
女性消防団員	8／651人 (1.2%)	14／651人 (2.2%)	防災情報課
阿蘇市防災会議員数	10／38人 (26.3%)	12／38人 (31.6%)	防災情報課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(3)子育て・介護支援体制等の充実

各成果指標名	実績値(R 7)	目標値 (R 1 2)	担当課
放課後児童健全育成事業登録者数	260人	275人	福祉課
ファミリー・サポート・センター 利用者数	40人	40人	福祉課
病児・病後児保育利用者数	65人	70人	福祉課
年度末時点の待機児童数	0人	0人	福祉課

資料編

- 阿蘇市男女共同参画推進条例
- 阿蘇市男女共同参画審議会規則
- 阿蘇市男女共同参画推進会議設置要項網
- 阿蘇市特定事業主行動計画
- 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況など